

平成25年第3回紀の川市議会定例会 第2日

平成25年 9月 3日(火曜日) 開議 午前 9時30分
延会 午後 2時04分

◎議事日程(第2号)

- 日程第1 議案第120号 工事請負契約の締結について(市民体育館等建設工事)
日程第2 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第2号)のとおり

○出席議員(23名)

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員(0名)

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	歌英樹	建設部長	尾崎好民
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	武田雅明
水道部長	上始	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行	選挙管理委員会書記長	金岡哲弘

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

（開議 午前 9時30分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

議事に入る前に、皆さんにお願いいたします。

入院加療中でありました原 延治議員が、昨夜御逝去されました。原 延治議員の御冥福をお祈りいたしまして、黙禱をささげたいと思います。

恐れ入りますが、皆様、御起立願います。

（起立）

○議長（西川泰弘君） 黙禱。

（黙禱）

○議長（西川泰弘君） 御協力ありがとうございました。お座りください。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、本日の会議に、選挙管理委員会書記長、金岡哲弘君の出席を求めていますので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第120号 工事請負契約の締結について（市民体育館等建設工事）

○議長（西川泰弘君） 日程第1、議案第120号 工事請負契約の締結について（市民体育館等建設工事）を議題といたします。

それでは、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

今、黙禱していただきましたが、原議員には謹んで御冥福をお祈りしたいと、そう思います。

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

議案第120号 工事請負契約の締結については、平成25年8月23日、紀の川市財務規則第108条第2項の規定に基づき、条件付一般競争入札に付した市民体育館等建設工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 続いて、補足説明を求めます。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（登壇） おはようございます。

議案第120号 工事請負契約の締結について、御説明させていただきます。

平成25年8月23日、紀の川市財務規則第108条第2項の規定に基づき、条件付一般競争入札に付した市民体育館等建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としまして、市民体育館等建設工事。契約の方法、条件付一般競争入札による契約。契約の金額2億585万円。契約の相手方、大阪府大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番2号、株式会社奥村組関西支店、常務執行役員支店長、山口慶治。

提案理由としまして、平成25年度一般会計当初予算で議決を得ました市民体育館等建設工事について、8月23日、紀の川市役所本庁舎5階501会議室におきまして、4社による条件付一般競争入札を行ったところ、議案記載のとおり決まりましたので、請負契約の議決を求めるものでございます。

議案資料としまして、2ページから7ページを添付してございますので、御高覧いただき、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） ほかに、補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） なければ、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案については、本日は提案説明を聞くだけにとどめ、9月6日の本会議において、質疑、討論、採決を行いますので、御承知願います。

日程第2 一般質問

○議長（西川泰弘君） 続きまして、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、11番 寺西健次君の一般質問を許可いたします。

寺西君。

○11番（寺西健次君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

今回は、合併後8年、その成果と課題についてであります。

すなわち平成17年11月、5町が合併をし、紀の川市が誕生しましたが、この合併の主な目的は、国からの地方交付税の減少が示され、それゆえに行財政改革の推進が必要になったためであります。

少子高齢化時代、将来的には人口減少も進み、税収の低下も考えられる中、合併を実施し、特別職や議員数の削減、また計画的な職員の削減が実施されてきましたが、合併後8年経過した今、合併前の平成16年度の決算と平成24年度の決算を比較した場合、職員数と人件費の減少はどれぐらいになるか、まずはお尋ねしたいと思います。

次に、行財政改革が推進しており、民営化も推進しておりますが、その推進状況はどうかをお伺いをしたいと思います。また、今後の行財政改革の推進に当たり、公会計が大変重要であると思いますが、その公会計への取り組みの状況はどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、8年間の主な成果であります。随分あると思いますが、行政側から見た成果はどうか、お伺いをしたいと思います。

次に、今後の課題であります。今後は人づくりにも重点を置くべきだと思います。特に、合併当時より課題とされておりました市民の人づくり、すなわち旧町の枠を取り去って、早く紀の川市民の心が一つになる、これが理想的な姿であります。さきの50年前の町村合併を見ますと、少し年数がかかるようであり。それよりも近々の課題は、職員の人づくりであります。この8年間、不祥事が多過ぎます。ことしの3月議会においても、この問題を取り上げ、今後は綱紀粛正をとスタートしたばかりであります。7月10日、参議院議員選挙の期日前投票所の投票用紙の誤交付事故が発生をいたしました。この日は大変暑い日でありましたが、7月21日の投票日に行けないかもしれないということで、この日に善意の心で投票に行ったのであります。関係者は責任の重さを痛感すべきであります。これらのことについて、次の点をお伺いをしたいと思います。

その誤交付の原因と経過及び再発防止策について。

次に、投票結果はどうであったのか。また、91人とは余りにも多過ぎるということで、故意にやったのではないかと市民の声もありますが、その点は十分確認したのか。

これが、第1回目の質問であります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

寺西議員の合併後8年、その成果と今後の課題についての御質問にお答えをいたします。

まずはじめに、平成16年度と平成24年度との普通会計ベースの決算額と人件費の比較を申し上げます。

平成16年度は、旧5町の決算額を合算しております。歳入の決算額は、平成16年度は262億8,000万円、平成24年度は334億7,000万円、71億9,000万円の増額、伸び率は約27%です。

また、歳出決算額も同様に、平成16年度は256億8,000万円、平成24年度は324億3,000万円、67億5,000万円の増額、約26%の伸び率でございます。

一方、人件費においては、平成16年度決算額が56億8,000万円、平成24年度決算額が47億5,000万円、差し引き9億3,000万円の減額、率にして16%のマイナスとなっております。

また、職員数、議員、特別職の人数については、平成16年度は、合わせて851名、内訳は、職員758名、議員73名、特別職20名、平成24年度は、合わせまして64

2名、内訳は職員615名、議員24名、特別職3名となっており、全体で209名の減となっております。

続いて、その他の行財政改革の推進状況でございますが、平成17年3月に総務省から、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、紀の川市においても紀の川市行財政改革推進本部及び紀の川市行財政改革推進委員会を設置し、平成19年3月に、「紀の川市行財政改革大綱」・「紀の川市行財政改革集中改革プラン」を策定し、現在は平成23年度から平成27年度までの「第2次紀の川市行財政改革大綱」・「紀の川市行財政改革集中改革プラン」において取り組んでいるところです。

「第2次紀の川市行財政改革大綱」においては、二つの基本理念である「簡素で効率的な行財政運営の確立」・「市民との協働によるまちづくり」のもと、この基本理念に基づいた三つの基本方策、「市民本位の行政システムの構築」、「効率的な組織の確立」、「自主性の高い財政運営の確保」のそれぞれについて重点項目を定めて、5年間の実施計画「紀の川市行財政改革集中改革プラン」でもって進捗管理を行っているところです。

その中で、主なものを上げさせていただきますと、一つ目は、指定管理者制度の導入でございます。青州の里、細野溪流キャンプ場、桃山産業振興館、ハイランドパーク粉河、貴志川物産センターの施設管理・運営を民間委託することで、利用者へのサービスの向上と経費の効率化及び削減を図っているところです。

二つ目は、公立保育所の統合と民間委託への取り組みです。

合併により広域化した行政区域に適応した保育所の再配置ということで、調月保育所の統廃合、名手保育所と安楽川保育所の民間委託により、効率的な保育所運営と保育サービスの充実を図っております。

三つ目は、土地開発公社の経営健全化でございます。

平成19年2月に策定した「土地開発公社経営健全化計画」に基づき、毎年度2億円の補助と借入金の債務保証をし、債務超過の解消、長期借入金の削減に努めているところです。

なお、平成28年度から普通交付税が暫時減額され、平成33年度までに一般財源で28億円が減額される見込みの中で、昨年度から行財政改革推進本部による事務事業の総点検を実施いたしました。

紀の川市の446の全ての事務事業において、事務事業ごとに「拡充」「現状維持」「改善・縮小」「廃止」と評価し、各事務事業の優先順位をつけるとともに、この事務事業の総点検において各事業を精査することにより、より正確な事業費を積算し、合併以降、人件費を含めて約8億円の削減効果を確認しております。

平成25年度からは、これら評価した事業について進捗管理を行い、この結果を「紀の川市行財政改革集中改革プラン」に反映させ、なお一層の行政改革に取り組んでまいります。

続いて、公会計への取り組み状況でございますが、新地方公会計制度改革は、現金主

義・単式簿記を特徴とし、主に予算の執行や現金収支の把握に適した現在の地方自治体の会計制度に対して、資産や財源情報がわかる発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みでございます。

平成18年8月31日付総務事務次官通知により、財務書類の整備、開示が要請されたのを受け、平成19年度から和歌山県市町村公会計改革研究会へ参加をしております。平成20年4月に、庁内に公会計改革プロジェクトチームを設置して、そこで基本方向を定めた上で、平成21年度に平成19年度普通会計財務書類4表を公表し、平成22年度から連結財務書類4表を公表しております。

今後も新会計制度への取り組みを継続し、財務書類を作成することで得られる資産の状況や行政コスト状況等を整理、分析することにより、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化、適正化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、この8年間の成果でございますが、そもそも旧5町による合併は、どの町もお金がなくて、このままの財政状況ではいずれ町が立ち行かなくなるという危機感が一つの契機であったわけですから、効率的で健全な行財政運営は、紀の川市の政策目標の大きな柱でございます。合併特例法による財政優遇措置があるといっても、中長期的な財政見通しを立てて、職員削減や事務事業の見直しなど、待ったなしの行政改革を進めている状況は、現在も続いております。

前段の答弁と重複しますが、合併によるスケールメリットを生かし、合併当初725人あった職員は、現在は599名で、平成22年度に策定した「第2次職員適正化計画」の目標値を上回り、行政評価制度の導入やサマーレビューの実施により、事務事業の必要性などの評価も行ってまいりました。

この8年間で、旧町が持っていた文化・歴史による紀の川市のPRへの積極的な取り組み、四季を通じて豊富にとれる野菜や果物を利用した職育への取り組み、また合併による財政優遇措置を活用し、広域的なまちづくりのための重点的な投資を行うことで、旧町が抱えていた負の遺産も解消の方向に進み、環境・教育・福祉などの分野で、行政を支えてくれる市民主体の活動も活発になってきております。

重点施策である「安全・安心なまちづくり」では、特に教育施設では、安楽川小学校、名手小学校、打田中学校、粉河中学校、長田小学校体育館の改築事業等により、80%の耐震化が進み、平成27年度には全ての校舎の耐震化が終了します。

さらに、旧町からの懸案であった土地開発公社の財政健全化も効果を上げ、和歌山県との共同事業である北勢田工業団地造成事業も完成をし、既に誘致した企業が操業を開始しております。また、華岡清州先生が世界ではじめて乳がん手術に成功したことを踏まえ、紀の川市ピンクリボンキャンペーン啓発事業や乳がん検診の実施、人口増加対策として、小学校卒業までの医療費の無料化事業や第3子以降の保育料の無料化、また一部のまちが運行していた地域巡回バスを市全域に拡大するなど、紀の川市独自の施策も展開をしております。

また、旧町からの懸案であった鞆淵、細野地域への給水については、麻生津簡易水道を拡張することで給水が可能になり、平成28年度に完成する見込みであります。

旧施設の跡地の活用や類似施設の統廃合など、まだまだ課題は多くございますが、合併に至った初心を忘れず、紀の川市のまちづくりに職員一同取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 選挙管理委員会書記長 金岡哲弘君。

○選挙管理委員会書記長（金岡哲弘君）（登壇） 改めて、おはようございます。

まずはじめに、このたびの参議院議員通常選挙におきまして、去る7月10日に第3期日前投票所において、選挙区と比例代表の投票用紙を取り違えて交付するという、あってはならないミスが発生しました。

このことにより、市民の皆様の信頼を失うことになり、有権者の皆様、議員の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけしたことを、ここに深くおわび申し上げます。

選挙事務については、従来からあらかじめ説明会等を開催し、事務の徹底を図っているところでありますが、二度と同じようなミスのないよう、さらに厳粛な事務に取り組む所存でございます。

それでは、寺西議員さんの今回の7月10日の選管の不祥事について、その原因と経過及び発生防止についてであります。

当日、午前7時30分までに那賀支所選管書記2名が期日前投票所の準備する中で、書記1名が、選挙区と比例代表の投票用紙を反対にセットしました。このとき、別の書記は、当日の期日前投票事務の準備をしており、自動交付機にセットした後も確認しておりませんでした。

午前9時前に、最初の投票者が来庁し、投票したが、それに誰も気づいておりませんでした。

午後1時ごろ、自動交付機に投票用紙が少なくなったため、朝、投票用紙をセットした書記が、投票用紙の補充を一人で行いましたが、反対にセットしていることに気がついていなかったのも原因の一つです。

その後、午後7時30分ごろに投票に来られた有権者の指摘により、投票用紙の交付誤りが判明いたしました。

原因分析といたしましては、投票用紙を自動交付機にセットする際、一人で行ったこと。

投票用紙を自動交付機にセットされた用紙を誰もチェックしていなかったこと。

用紙交付の事務従事者においても、交付する際、投票用紙の確認を行っていなかったこと。

期日前投票事務における事務従事者への説明等がなされていなかったこと。

期日前投票所の事務を那賀支所の事務職員が多数従事していたため、投票事務従事中に支所業務の問い合わせのため、席を立つことが多かったこと。

複数の職員が用紙交付を行っていたが、気がつかなかったこと。

10日の投票事務における従事者の配置について、選挙区と比例代表の投票用紙を一人の事務従事者が交付できるような配置であって、間違いが起こりやすい配置であったこと。

以上のように、今回の交付誤りは人為的なミスであり、事前に選挙管理委員会が各支所選挙管理委員会書記に期日前投票事務について説明会を開催したにもかかわらず、支所選挙管理委員会書記が各従事者に説明することを怠っており、事務従事者が期日前投票に関する事務についての認識が希薄であったことが原因であると考えられます。

選挙管理委員会といたしまして、再発防止に向けた方策について、以下のとおり事務改善に取り組む所存でございます。

期日前投票事務における投票管理者への説明会を開催する。

期日前投票管理者から期日前投票事務前に、事務従事者への説明を徹底させる。

期日前投票事務マニュアル及び投票管理者の手引きの見直しを行い、厳正な事務の徹底を図る。

期日前投票事務チェックリストを充実させ、複数の事務従事者間での事務のチェックの体制の強化を図る。

期日前投票における事務従事者の役割の再認識と従事者不在のときに事務の確立をする。

期日前投票事務従事者が、他の事務で投票事務の妨げにならないような事務従事者間の体制をとる。

期日前投票所の設営に当たって、事務従事者が多重のチェックができ、投票する有権者にわかりやすい投票所になるように再点検する。

これらの方策により、今後二度と同じ過ちを犯さないよう、選挙事務に従事する職員全員一丸となって取り組んでまいります。

次に、投票結果はどうなったかの御質問でございます。

投票された投票用紙は、開票所において一斉に投票箱から出され、投票用紙が混在していた場合、正規の場所に移動してから開票作業が開始されます。

したがいまして、誤って交付された投票用紙も同様に処理され、事務従事者の説明どおり、交付者の氏名等を記載された方につきましては、無効になる可能性が非常に高いものと考えられます。

最後に、91名とは余りにも多い、故意にやったのではないかという御質問でございますけど、選挙管理委員会といたしましても、投票管理者、同職務代理人、事務従事者、投票立会人に、個々に聞き取りを行っております。

当日、ほぼ1日気がつかなかったのは、正しくセットされているとの思い込みとチェックを怠った気の緩みで生じた人為的なミスでございます。決して、故意に行ったものではないでございます。

選挙事務は、厳正かつ正確に、また迅速に行わなければなりません。選挙事務に従事する職員全員が有権者の1票の重みを十分に認識し、責任感と注意力を持って選挙事務に臨む必要があります。

今後の選挙において、市民の皆様の信頼を失することのないよう、選挙事務の執行に鋭意努めてまいります。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

寺西議員。

○11番（寺西健次君）（質問席） 参議院選挙の不祥事については、もう処分が発表されておりますが、先日来、テレビを見ておりますと、銀行員のことを放映されておりました。銀行員が、お客さんから300万円、「定期貯金にしてくださいよ」と預かったそうでございます。そして、その日に、その預り証を発行いたしまして、その日の日付でありますけども。

そして、たまたま三日間忘れて、机の中に置いてたそうでございます。そして、三日間たって、定期証書その人に、お客さんに渡したということでございますけれども、それが本店にわかりまして、金融のプロとして、そういうミスは絶対に許されない。いわゆる三日間、我々であれば三日間ありますけども、金融から見たら、それは大きなミスだそうでございます。また、その三日間、何かに流用したのではないかというような疑いもあったそうございまして、その銀行員は厳しい処分を受けまして、懲戒免職になったそうでございます。我々から見たら、その三日間というのは、まあ三日ぐらいはと思うわけなんですけども、まあ銀行から見たら、それはやっぱり厳しい処分ということで懲戒処分になったそうでございます。

このように、民間の会社や企業というのは、ちょっとした不祥事、ちょっとした不注意においても大変厳しい処分をしております。そういうことについて、やっぱり職員の皆さんも、このことについては十分銘記をすべきだと思います。

あの事故が発生して以来、私のもとに市民の皆さんから、随分大勢の皆さんからいろいろな意見が届いております。中には、「議員が何してんのや」、「議員ももっとしっかりしてよ」、「いわゆる市民の代表やからな」というようなことで、我々に対して叱咤激励の意見もあります。また、ある人から、「近所に市役所の課長さんがいてるんやけども、朝合うても夕方合うても、何の挨拶もせえへんし、市民に声かけてくれない」というような職員もいるそうでございます。やっぱりちょっと職員に対して意識改革をする必要があるのではないかと思うわけであります。

行政は、その市民に対するサービス業であるということをもう一度徹底をすべきであると思います。なぜならば、職員の皆さんの給料は、市民の、あるいは国民の税金から払われているのであります。だから、市民に対するサービス業ということ徹底していくべきではないかと思うわけであります。

そこで、今回、このような不祥事に対しまして、これから職員に対してのことですけれども、私は私なりに一つの提言をしたいと思っております。

それは、やっぱり市民に対して親しく挨拶をし、話をする。そういう中において、市民

が今何を考え、何を求めているかを職員が酌み取っていくべきだと思います。そういう中において、新しい庁舎もできました。また、今後国体もあります。そういうことで、市庁舎内において、あるいは市庁舎外においてもそうですけども、職員は「おもてなしの精神」で市民に接するということが、私は提言をしたいと思います。

特に、これから国体が開かれるに当たり、先日来も先月28日に仁坂知事が、和歌山県の職員に対して、これを徹底していくということを発表しておりましたけども、国体をするに当たり、市民に対して大勢の県外から来るお客さんに対して、「おもてなしの精神」というようなことが、今後やはり言われ出すであろうと思うわけでありまして。そういうことで、「おもてなしの精神」というのは、「おもてなしのマナー」というのは、そんなに難しいものではありません。この庁舎内で会ったり、あるいは廊下で会ったり、あるいはエレベーターで会ったりしたときに、「おはようございます」とか、「御苦労さんでございませう」とか、あるいは帰りに会った場合に「御苦労さんでした。気をつけてお帰りください」というような笑顔で挨拶をする、そういうようなことをして市民に親しく接していくということでございます。

そのようなことで、「おもてなしの精神」で、この庁舎内を職員が市民のお客さんに対して接するということが今後していくべきではないかなというように提言をいたしまして、2回目の質問といたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

副市長 田村 武君

○副市長（田村 武君）（自席） ただいまの寺西議員の再質問にお答えしたいと思います。

私たち、紀の川市の職員の根本基準については、地方公務員法により定めを受けてございます。特に、第30条でございますけども、職員の根本基準ということで、「全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」。また、同法の35条においては、「職務に専念する義務でございます。職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力を全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と規定をされてございます。

これらを受けまして、私は日ごろから機会あるごとに、職員、特に幹部、課長以上の職員でございますが、市民の方に対してはもちろんのことでございますけども、職員同士でも挨拶を励行する。また、市民の方には、親切丁寧に対応するように、いつも訓示をしております。また、市長もいろんな朝礼とか、庁議とか、この中で、「庁舎が新しくなっているのだから、職員も新たな気持ちで市民目線に立って仕事をするよう」、「庁舎が新しくなっても、職員が変わってないな」と市民から言われぬように」と、常に訓示をしております。

職員には、まだまだ徹底できていないように思われますので、さらに全職員に対して挨

拶をはじめ接遇、特に議員提言の「おもてなしの心の精神」について啓蒙していきたいと思えます。

また、先ほどからの質問のあった、誤って投票用紙を交付した事件につきましては、職員の気の緩みといえますか、職務に全うする、そういう注意力が欠けておったのも一因だと思えます。

今後は、職員一人ひとりが公務員としてのモラルを持って、またマナーを遵守し、職員の資質の向上に図るため、また一人の職員の不祥事や不適切な対応などが、市職員全体の評価につながってくることも考えられますので、こういうことのないように一人ひとりが再自覚を持って、今後対応をしていきたい。また、全職員を対象とした研修を重ね、徹底した人材育成に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ありませんか。

寺西議員。

○11番（寺西健次君）（質問席） 「おもてなしの精神」ということで、副市長から答弁いただきましたけども、国体を控えて、今後ますます市民に対して徹底されるということになると思えます。そういう中で、やっぱり市役所の職員がまず率先をして、そして「おもてなしの精神」、「おもてなしのマナー」を実施していくということが私は大事だと思います。それでなかったら、市民がついてこないと思えます。そういうことで、「おもてなしの精神」を徹底していただきたいと思うわけでございます。

さて、この「おもてなしの精神」については、林 文子さんという、横浜市長なんですけども、書かれた本について参考にさせていただきました。この横浜市長、林 文子さんというのは、横浜市は360万いてるそうでございまして、日本第1位の市だそうでございます。

横浜市が、最近大変注目されております。それは、保育園児の待機児童をゼロにしたということでございまして、大概大きな大都市においては、待機児童がたくさんおられるわけでございますけども、横浜市が率先をして待機児童数をゼロにしたということで、今注目されております。この林 文子さんというのは、若いころには、女性の方でございまして、車のセールスマンでありました。そして、自分で苦勞して、工面をして、男性のセールスマン以上に車を売って、やがては会社の社長にまで上り詰めた人でございまして、そこして横浜市から請われて市長になったという方でございます。ぜひとも、行政関係者の方は、一読してもいい本だと思うわけでございます。

さて、3回目でございます。

市長にお伺いをしたいと思うわけでございますけども、この8年間の総括ということでございます。

私なりに、この8年間の総括をしたところ、今後50年、100年と、この紀の川市が続く中において、この8年間はやっぱり激動の8年ではなかったかなと思うわけでござい

ます。古いところ、またこれも大事なということで、新しく建てかえたりしまして、次の世代から見たら、「今から思たらよう建てといてくれたかな」というような、やっぱり称賛の声が上がるんじゃないかと思います。

たちまち消費税が、もう既に5%から8%、10%になろうかとしている時代でございます。その市長の決断力というものに高く評価をしたいと思っております。ただ、もう少し、やっぱり職員教育も徹底をして、職員の人づくりをこれからやっていくべきだろと思うわけでございますけども。

3回目、市長のこの8年間の総括の答弁をお伺いをしたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 寺西議員の御質問、3回目ということで、私にということでございます。

冒頭お話のあった「行政改革」については、私はこの改革というものは終点がない、終わりが無いということで、できるだけ改革は今後とも進めていかなきゃならない大きな問題だと、そう思っております。また、議会の皆さん方や市民の皆さんの御意見を伺いながら、これからも改革は進めてまいりたいと、そう思っております。

次に、「合併8年後の成果」ということでございまして、長期総合計画で、紀の川市として実現すべきことを、「協働」「人づくり」「基盤整備」「環境づくり」として、行財政の五つの分野に整理を行い、年次的に事業を展開をしております。

また、本年3月、長期総合計画の後期基本計画を策定し、引き続き事業展開しているところであります。中でも、特に私が重要と考えていますのは、「安全・安心」な地域づくりということでもあります。

医療体制の充実、健康づくり、学校施設の耐震化、道路網の整備、上下水道の整備など積極的に行っております。これからも引き続き、合併に係る有利な財政制度を活用し、限られた予算の中で最大の効果が上がるように努めてまいりたいと考えておるところであります。

また、行政事務を実際に行うのは当然のことながら、市の職員であり、市民からの期待と責任は大変大きいと思っております。工夫を凝らした職員研修を行ったり、また各職場の管理職が職員をリードしながら、明るい職場づくりを心がけ、職員一人ひとりの「人づくり」に努力していきたいと考えておりますので、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、寺西健次君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、15番 森田幾久君の一般質問を許可いたします。

森田君。

○15番（森田幾久君）（質問席） おはようございます。

ただいま、議長より許可が出ましたので、通告に従って、市のPR及び情報発信について、質問をさせていただきます。

さて、情報化社会の今、紀の川市においてはどのように情報を入手し、また情報発信しているのかを、あらゆる角度から質問してまいりたいと思います。現在、そのPRにどのぐらい費用を使われているかも、お答えいただければと思います。

まずは、農産物のPRはどうか。

紀の川市の基幹産業は、農業であります。桃、柿、ハッサク、イチゴ、キウイ、イチジクと生産高が全国的にも上位にランキングされるほどのフルーツを中心とする紀の川市であります。市として、どのようにPRしているのか、お聞かせください。

次に、観光地としてのPRはどうか。

国分寺、粉河寺、青州の里、桃源郷、また、たま駅長などたくさんの紀の川市には観光資源があり、またウォーキングやサイクリングなども盛んな今でありますけれども、市としてはどのようにPRをしているのかもお聞かせください。

次に、災害時の情報発信は、どのような手段で住民に周知しているのか。

例えば、河川の水位が上昇しているので近づくなとか、この地域では崖崩れのおそれがあるため注意してほしいなど、予測可能な情報はどのように発信しているのかもお聞かせください。

次に、市民まつり、粉河祭、青州まつり、桃源郷まつり、産業まつり、さまざまな祭りも行われております。どのように市民や周囲の人にお知らせしているのかもお聞かせください。これは、以前の質問でもお聞きしましたが、市役所の前でテロップ式のネオンサインを設置してはという話でありますけれども、そのときの答えでは、見積もりも含め検討していただけたとの答弁でしたが、どのような状況であるのか、お聞かせください。

新庁舎完成の今、行事のお知らせやイベントなど、従来は懸垂幕というんですかね、市役所に掲げられていますが、今後はどのように考えているのかもお聞かせください。

また、市では、ホームページが立ち上げられています。今、話題のソーシャルネットワークサービスの活用について、どのように考えているのか。身近なところでは、和歌山県庁が活発に活用しているところで、また一番と言っているほど活用されているのが、佐賀県の武雄市がフェイスブックを利用して、市駅のPRを行っています。紀の川市として、今後はどのように考えていくのかをお聞かせください。

御存じとは思いますが、ホームページはその市を見てやろうと思う人が見てくれます。フェイスブックについては、友達とかがいろいろつながって、またその友達が、ちょっと専門用語なんですけど、「いいね」というのをクリックすると、第三者のページにどんどん入り込んでいきます。待っているPRではなく、積極的に進出するPRとなります。ホームページとは違い、これは料金も無料であります。

佐賀県武雄市を例に出すと、市のホームページもフェイスブックと連動させ、市長みずから毎日のようにアップするなど、専門の担当部署も設置しています。この市は、図書館

をTSUTAYAに託し、病院も民営化、黒字経営するなど、話題に事欠かない市であります。私はこのPR方法を紀の川市も使わない手はないと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから、農産物、観光、祭りなどイベントのPRの状況について、お答えをします。

まず、農産物のPRについては、紀の川市の主要農産物である桃、イチジク、柿、ハッサク、キウイフルーツ、イチゴの特徴や栄養成分を記載した「果物王国 紀の川市」のパンフレットを昨年作成し、JA紀の里との協働により、生産者代表も参加した中で、平成20年度よりトップセールスを年4回実施しております。市場では、販売価格を高水準にする百貨店や大手スーパーでは、紀の川市の知名度アップと観光PRも兼ねた販売促進、また市長みずからテレビ、ラジオに出演し、紀の川市産の農産物の安全性を積極的にPRする消費拡大の取り組みを実施しているところであります。

さて、さらに24年度より、桃の販売促進として県も加わり、ピーチ航空との共同イベントを開催する新たな試みも行ってございます。これら、実施に係る経費負担についてでございますけれども、JA紀の里と取り決めを結び、平成24年度実績では、総額86万6,917円となっております。

今後についても、トップセールスを実施することで、セリ単価の高値からのスタートが見込まれることや、報道機関等の取材が期待されることから、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光PRについてであります。観光振興を図る上で、市の観光交流資源をさまざまな媒体を通して積極的にPRすることは、最も重要なことと考えております。本市では、A5サイズ29ページの「観光ガイドブック」、それからA4サイズ、両面刷りの「紀の川市観光ガイド」、それとA5サイズ、30ページの「たび旅散策マップ」などを作成し、PRをしております。また、観光協会でも、B1サイズの「観光ポスター」を作成し、市内外の主要な施設に配布や設置をしているところであります。これら、作成費用については、611万2,050円となっております。

また、市のホームページにおいても、「紀の川市観光ガイド」を張りつけ、六つのカテゴリーに分けて、それをクリックしていただきますと、「各種観光情報」が検索できるほか、先ほど申し上げました「観光ガイドブック」と「たび旅散策マップ」をダウンロードすることも可能となっております。

次に、産業まつりや市民まつりなどのイベントについては、食育フェアを除き、全て実行委員会を組織し実施していただいておりますが、開催日時やイベント内容等の周知については、市の広報紙やホームページでの掲載、市メール配信サービスの活用、ポスター経費やチラシの新聞折り込み、さらに和歌山放送やテレビ和歌山のメディアの利用もしなが

ら、多くの集客を図る取り組みを行っております。特に、ポスターやチラシの新聞折り込みは、誰でも簡単に情報を取得できる手段と考えておりますが、経費がかさみます。今後は、より広く迅速に予算をかけず、簡単に情報発信していける媒体の導入も考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、続いて災害時の情報の市民の方への周知の方法について、お答えをさせていただきます。

災害時の情報は、地震情報や気象警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などがあり、情報が発表されたとき、状況により市民の方に対し、避難準備情報や避難勧告・避難命令を行います。

情報伝達の方法は、防災行政無線による方法、市広報車や消防団が地区を巡回しての広報。また、孤立が予想される集落には、あらかじめ配備している衛星携帯電話での連絡。紀の川市メール配信サービスの「防災情報カテゴリ」に登録されている方の携帯電話へのメール配信。また、区長に御協力いただき、地元市民の方への周知をしていただくなどの方法により行っております。また、道路の通行どめなどは、災害現場で職員が規制を行うなどし、通行人に周知をしています。

これらの情報伝達に要する費用は、メール配信サービスは、市民の方にパケット代を御負担いただき、市でシステム使用料を負担しています。また、衛星携帯電話は、1台当たり月額5,000円の基本使用料が必要となります。

以上のような方法で、災害時の情報伝達を行っておりますが、市民の安全を確保するためにも、緊急時は少しでも早く正確な情報を伝達できるよう努めていきたいと考えております。

続きまして、市役所前にイベントなど各分野のPRやお知らせを行う方法として、テロップ式ネオンサイン等の御提案を本年3月定例会で、議員より御提案いただき、その後の検討状況をお答えさせていただきます。

ネオンサインについては、機材のサイズや機能、設置場所、機材の価格や維持費などを、また各部署のさまざまなニーズや情報提供を可能にできるかどうか、目的や使用内容に適した機種を調べ、設置した場合にはその効果を十分に発揮できるよう、関係する各部署との事前協議が重要と考えており、管財課において、各関係部署との事前協議をするために準備を進めているという現状でございます。

テロップ式ネオンサインは大小さまざま、機能も各種ございますが、テロップ式やほかの方法を前提に、基本的には本庁舎で実施する事業への啓発やお知らせを中心とした対応として検討を進めていく予定ですので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長公室長 林 信良君。

○市長公室長（林 信良君）（登壇） 次に、市のPR及び情報発信について、ソーシャ

ルワークネットシステムを活用してはとの御質問に御答弁申し上げます。

本市では、紀の川市のイメージの向上を図り、地域の独自性を生かしたまちづくりを進める上で、このまちのさまざまな特性、魅力、また可能性を市内外に向けて積極的に発信していくことが重要であると考えてございます。その情報発信の手段としましては、現在中心になっているのが、広報紙とホームページでございまして、広報紙につきましては、読みやすさとともに、内容の充実を図ることを念頭に置き、毎月発行をしております。また、ホームページにつきましては、本年度リニューアルを行い、利用者にとって興味のある見やすいページを作成し、市内外へ紀の川市の魅力を発信してまいりたいと考えてございます。

これらに要する経費につきましては、平成24年度において、広報紙では印刷製本費で573万3,000円、またホームページにつきましては、保守点検委託料として74万3,400円を支出しております。今後も情報発信の手段としまして、広報紙及びホームページのさらなる充実を図ってまいりたいと思っております。

議員御質問のソーシャルワークネットサービスの活用についてでございますが、情報化社会の中で、ツイッター、フェイスブックなどのソーシャルメディアの利用者が急速に増加しつつあり、新たな相互コミュニケーションの有効な手段となっていることは認識いたしております。

また、緊急時の情報発信や収集手段の一つとして活躍したことは、東日本大震災時にも実証されております。フェイスブックなどのソーシャルメディアは、まず手軽に情報発信ができる、また双方向での情報交換が可能である。そして、携帯端末で利用がしやすい。さらに、これらの経費がかからないなどといった特性から、利用者が急増いたしております。

また、自治体におきましても、広報ツールとしての活用が広がりつつある中で、紀の川市としましては、広報紀の川並びにホームページを主とした情報発信の充実を図るとともに、ソーシャルワークネットシステムのこのサービスを持つメリットを十分勘案する中で、今後の活用につきましては先進市の指針等も参考にさせていただき、実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

〔森田議員「なし」という〕

以上で、森田幾久君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時34分）

（再開 午前10時46分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

一般質問を続けます。

○議長（西川泰弘君） 次に、4番 川原一泰君の一般質問を許可いたします。

○4番（川原一泰君）（質問席） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、質問を行いたいと存じます。

私のきょうの質問については、紀の川市の人口増についてでございますが、今までも同志の皆さん方から何回かお尋ねをさせていただいたように私も記憶がございますが、私の質問については、通り一遍の答弁だったら要らないんです。前向きな、いわゆる夢のある御答弁をいただきたい、このように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

第1点目でございますが、平成17年の11月に5町が合併して紀の川市として出発をしたわけでございますが、ことしの11月で丸8年たつわけでございます。その8年間、合併した当時には7万2,000人を超えていたように私記憶してございますが、この8年間たって、間もなくたつわけでございますが、今の段階でもう既に6万8,000人を割っておる、8年間で4,200人以上の人口が減ってきておると、こういう状況でございますが、その状況を見たときに、執行部として何が原因でこのような状況になってきているのか。どのような、その点についてお考え持たれておるのか、まずお尋ねをして、そして激減してくる人口に対する歯どめをかける、そして人口増につなげていく、この手だてとして、対策としてどのようなお考えを持たれておるのか。この点について、まずお尋ねを申し上げたいと存じます。よろしく。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 川原議員の紀の川市の人口に関することについての御質問でございます。

日本の国全体で、人口が減少する社会となり、特に地方都市での減少は顕著で、紀の川市も合併時より減少の傾向でございます。

人口の問題は、出生率の減少、離婚率の上昇や晩婚化、子育てや教育の環境、住居や収入に関するもの等々、多くのことが複雑に絡み合っているものと考えております。

また、無秩序な開発の防止、優良農地の減少防止も重要なことでありながら、農地法改正により、たとえ個人住宅の建設目的であっても、売りたいくても売れない、買いたくても買えないという農地の宅地化等開発が非常に難しくなっていることも人口が減少する大きな要因の一つであります。

このような状況を踏まえまして、市といたしましても長期総合計画に基づき、住みよいまちづくりを目指しているところでございます。間もなく、京奈和自動車道の開通を迎え、市内にインターチェンジも建設されます。それに伴い、周辺アクセスの整備も進めており、さらに紀の川市の立地条件も向上していくところでございますが、常々市長が国、県に要望を重ねております。関西空港への直結連絡道の実現は、間違いなく紀の川市の起爆剤に

なるものと思っております。

今後、地域の均衡ある発展を考え、保全すべきは保全し、開発を促進すべきはその方向を明確にし、紀の川市の将来を見据えた土地活用の規制誘導と交通アクセスのさらなる整備が重要であると考えてございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 答弁、ないですか。

じゃ、再質問、お願いいたします。

○4番（川原一泰君）（質問席） ただいま、御答弁をいただきました。

再質問でございますが、この間の子ども議会、ここでやられたわけでございますが、その中に粉河中学校の林君、この方から、「紀の川市の減っていく人口、これを食いとめることはできないんですか」という、そういった中身の質問があったかのように思いますが、林君の質問については、林君が中学生でありながらそういうことを関心持って見られてたのか、また家族の中でそういった話を常日ごろからされておったのか、この点については定かではございませんけれども、そういった質問をされた。

こういうことの一つを見ますと、やはり紀の川市の住民の中にもたくさんの方々が、人口が減っていくこの問題について、非常に関心を持っておられる、そうではないかなと、このように思うわけでございます。

あと一点、この間、片山さん、監査委員の片山さんのほうから、ここで監査結果の報告をいただきました。その最後に、これからは非常に市の財政も厳しい状況になってくるだろうと。その中で、自主財源というものをふやしていくべく対策を、方向を緩めずに力を入れてやっていかないかというような話が最後にあったかと思うんですが、まさにそのとおりでございまして、自主財源をふやすという方向については、この市の人口がどんどんどんどん減っていくのを、それを食いとめることができなかつたら、なかなか自主財源というものは上がってこないのではないかなと、私このように思ってます。

やはり、人口増につながる、そういったことをしっかりと前向きに取り組んで、そして人口をふやして行って、自主財源をふやしていくと、そのスタンスがこれは不可欠なものになってくるのではないかなと、このように私も思っておりますので、このことを前置きさせていただいて、再質問をさせていただきますが。

平成22年の6月に、新しい農地法が施行されました。この農地法の中身は、非常に以前の町よりさらに農地の縛りというものが厳しくなってきてございます。宅地転用・開発、こういったことに対して非常にやりにくくなった。岩出市と紀の川市とを比べたときに、岩出市は合併してからも開発が非常に進んでおる。そういった中で、毎年のように人口がふえてきておると。しかしながら、紀の川市の場合は、先ほど申し上げましたとおり、8年間で4,000人からの人口減になってきておる。

先ほど、部長も御答弁いただきましたとおり、少子高齢化という一つの流れもあるわけでございますけれども、こういう状況を見たときに、やはり紀の川市もいま一度農業の実

態というものを調査していただいて、農家が国から、農家がしっかり農地を守れるような一つの施策というものを、やはり農地を守れということと抱き合わせで、いわゆるその農家が農地を使って、土地生産性を上げて、そしてどんどんと所得をふやしていけるような施策も、抱き合わせの中で農業政策というものも考えていただかなくては、なかなか農家にた対して、「農地を守れ」と、このことだけを押しつけも、なかなか難しい問題がある。

国からの農地法の施行、これを後押しするかのように、和歌山県では第1種農地、第2種農地、第3種農地と、ランク決めをして、そして農地の保護に当たっている。国の施策を後押しするような方向でございますが。そういう和歌山県においてでも、そういう状況を前へ出してきておる。

いま一度、皆さんにお考えをいただきたいのは、いわゆる農業所得が減ってきてるから、後継者が非常に減少してきてる。そういう状況の中で、このまま進めていきますと、手だてをせずに、手だては全然しないというわけではございませんが、努力はしていただくておるわけでございますけれども、真剣に執行部全体で、また我々も一緒になって、今の現実というものをよく分析をして、調査をして、そして紀の川市の中でも、国が和歌山県の中での、ここは市街化区域で開発してもよろしいよ、ここの市においては、これは農業振興を重点にやってもらいたいよという仕分けをしておるように、紀の川市の中でもしっかりと今の実態調査をして、そして農業振興していく地域と、そして開発をしていく地域とのこの区分けをしていく時期に来ているのではないかなと。

そして、指定を受けた農業振興の地域については、手厚くやはり市としていろいろと農業経営に対して後押しをしてあげる。そして、開発できる分は開発をしていく、こういふスタンスをとる時期に来てるのではないかなと、このように私思うわけございまして、今までは農家として、地主さんがたくさん農地を持たれてる。この農地を、今までだったら、もう小作料は要らないから小作してくれないかということで一声上げますと、たくさんの方がその農地を借ってつくってくれた。しかしながら、最近になって小作されると方々も高齢化の一途をたどる中で、もうわしもしんどいから、済まんけど返させてよってというようなことで、地主に返してくる。非常に、その地主さんももっちゃごしてる、苦慮してる、こういう農家の方も非常に多い。

そして、いま一度、私が先ほどからが言わせていただけてるこの紀の川市内の中で、農業を振興してく地区、そして開発をしていく地域、この見きわめをするべきだということ言うてるわけですが、この紀の川市の北部、いわゆる粉河加太線を中心にして、山手までのこの地域、特にこの打田地区のそういった地域については、非常に私先ほどから申し上げた放棄地、あるいはまたすいたまま水を張って、何も米もつぐらない、野菜もつぐらない田んぼが非常に多く見受けられます。県道の端でも、いろいろと出てきてございます。

しかしながら、皆さん方も御存じのとおり、紀の川市の北部のほうは非常に状況変化というものが起こってきてございます。先ほど部長が言われました。京奈和高速が打田インターから、東は来年の5月からも供用開始をする。そして、打田インターから阪和高速ま

では、27年の和歌山国体に間に合わすように供用開始をできるように頑張ってる。そういう状況にあるわけでございまして、さらにまた、先ほども部長言われてましたけども、打田インターから関空に向けての直接道路、市長もいろいろと努力をされておるわけですが、この問題もいずれは形になってくるだろうと。さらにまた、北勢田の第2工業団地、これが市は14億円からの基入れをして、そして第1社が中部抵抗器という会社がもう稼働してるように言われてますが、あと4社を誘致していくという状況もございます。一番かなめは、この打田のど真ん中にこの立派な庁舎をつくり上げた。

そういうもろもろのことを考えるときに、いま一度執行部の皆さん方も、私が今申し上げてるこの粉河加太線を中心にして、山手までのこの地域、足を運んでいただいて、四方八方眺めていただいたら、南下がりのこの丘陵地帯、この地域のよさ、水はけがよい、日当たりがよい、見晴らしがよい、非常に一軒の家を構えて生活をしていく上では、これ以上の環境のいいところはなないと、私はこのように思ってるわけでございますが。

そういった中で、先ほどの和歌山県の縛りでございますが、この第1種農地、第2種農地、第3種農地、この第1種農地というのは、優良農地のことでございますが、その指定を受けておってでも、いい田んぼ一町固まったら、第1種農地という保護に呼ぶらしいんですが、その第1種農地の指定を受けておってでも、いろいろな角度からの手を加えることで、第2種に引き下げて、そして第2種にしてからも、まだいろんな手を加えて第3種に引き下げる、そして国の農地法の四角四面でどないかしようと思っても、なかなかできないですけれども、例外という一つの、紀の川市独自の例外という形をもって開発につなげていくようなこと、この問題は、そら川原さんできまへんでって、その話ではないと思う、私は。やる気になりや、それなりの形が出てくるのではないかな、私はこのように思ってるので、担当部局からも後からまた御答弁いただいたらいいわけですが。

そういう一つの思いの中で、この紀の川市北部の、大阪に近いこの北部を開発をしていくことによって、紀の川市から皆さん、皆さんもう絶対感じておると思うんですが、紀の川市の若手が岩出市に非常に流れてございます。市の職員の中でも、岩出市に住まわれて紀の川市に勤めておられる方々はたくさんおると、このように思ってるんですが、紀の川市から岩出の方向に流出する一つの流れにも歯どめをかけることはできるだろうと。そして、全国的に東海・東南海・南海地震という連動した大変大きな地震が発生したときに、太平洋沿岸の方々が非常に大変なことになる、今の東北の大地震と同じように。そのことが、あの沿岸に住まわれてる方々が常に頭にあるだろうと。そういう状況の中で、他所からも非常に転入してくる可能性は、これは恐らく100%あると私は思ってます。

そういう状況を踏まえて、いま一度しっかりと紀の川市の農業実態ということ、そしてまた開発をしていくということ、こういうことを頭に入れて、今の紀の川市の実態調査というものをしっかりやっていただいて、この人口減から抜け出す一つの手だてはなかということの方向を持って模索をしていただいて、私は今ある程度のことは申し上げましたけれども、「それはおまえ間違ってるで」と言われる部分あると思うんですが、それはそれ

でいいとして、皆さんのひとつ力を結集して、このことに対して手をつけていただきたいと、このように思います。

いろいろ申し上げましたが、私が再質問で申し上げた中の各部局の関連した御答弁を、先ほど申し上げましたとおり、前向きに、そして夢のある御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農業委員会事務局長 立具秀敏君。

○農業委員会事務局長（立具秀敏君）（自席） ただいまの川原議員の再質問につきまして、農地法に関連した件で御答弁させていただきます。

まず、農地法の改正に至った経緯につきましては、議員も御承知のとおり、我が国の食料自給率の強化を図り、無秩序な開発や農地の無断転用の防止をはじめ、農地の所有者から利用者へと転換を図ることにより、これ以上の農地面積の減少を食い止めることを目的として施行されたものでございます。これら改正法の基準に基づき、毎月開催される農業委員会、委員総会において諮問を行い、農地転用が適切かどうかの判断を仰いでいるところでございます。言うまでもなく、農業委員会は優良な農地を維持確保する立場にあり、開発行為を推し進める部局でないことも御理解いただいた上で、議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の質問で、「人口増加に対する観点から、紀の川市北部での開発行為と農地法に及ぼす影響について」でございますが、紀の川市では10ヘク以上のまとまりのある集団農地が比較的多くございます。

一例を申し上げますと、JA紀の里めっけもん広場の北部に位置する区域は、集約された農地が広がる、いわゆる1種農地区域となるため、不特定多数の方が入居される分譲住宅や集合住宅等の転用ができないこととなります。

しかしながら、ここ数年で開通が見込まれる京奈和自動車道路に関連し、打田地区、または粉河地区には、2カ所のインターチェンジが開設されることになり、そのインターチェンジより半径300メートル圏内が3種農地となり、また500メートル圏内が2種農地と位置づけられます。現在、1種農地である自動車道路インターチェンジ周辺において、定住化促進の一つでもございます分譲住宅や集合住宅等の宅地造成をはじめ、企業誘致に結びつく工場、大型店舗等の進出の際には、転用が可能な農地区分となり、インターチェンジ周辺での宅地開発が望めると考えてございます。

今後、これら宅地開発により、インターチェンジ周辺が市街化されてまいりましたら、さらに500メートル圏内の転用が可能となります。つまり、打田、粉河インターチェンジ周辺の半径1キロメートル圏内が2種農地と位置づけられ、県道粉河加太線北部の地域で1キロ圏内であれば、転用ができることとなります。

次に、「法改正による特例措置」についてでございます。1種農地区域であっても、道路上に水道管に下水道管、またガス管のいずれか二つの管が埋設されており、申請地から

半径500メートル圏内に公共施設、教育施設、または医療施設等が2カ所開設されている場合には、その道路の沿線は3種農地となり、分譲住宅や大型店舗などの転用が可能となります。

これ以外にも、法改正の運用面において、1種農地区域であっても、集落と接続し、市道に面している場合には、その特例措置として後継者住宅や一戸建て住宅、個人住宅ですけれども、それに限りまして許可されるケースも多くございます。これらの適用要件により、最近では市役所周辺や駅周辺での分譲住宅等の問い合わせも多く、また市街化が形成された集落での転用相談も多く寄せられているところでございます。

以上の状況を踏まえ、農地法を遵守するのは当然ではございますが、農業後継者住宅や、または一戸建て個人住宅を目的に、農振除外や転用の御相談が寄せられた場合には、県をはじめ関係部局との調整を図り、法に抵触しない範囲内で、運用面での見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） ほかにございませんか。

建設部長 尾崎好民君。

○建設部長（尾崎好民君）（自席） 地域開発が市内人口増の方向として不可決な条件について。

議員御指摘のとおり、市内の人口増加を促進するためには、規制緩和と優良な開発を誘導することなどが有効な施策であり、農業振興と都市計画の適切な住み分けが必要かと考えてございます。

本市では、平成21年3月に紀の川市長期総合計画を上位計画として、都市計画の基本的な方針である「紀の川市都市計画マスタープラン」を策定してございます。この中で、土地利用に関する方針として、「用途地域及び特定用途制限地域の指定の検討」となっております。現在こういった秩序のとれまして形成を目指し、土地利用を推進すべく、関係部局とも連携調整を図りながら、調査・研究を進めているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございますか。

川原議員。

○4番（川原一泰君）（質問席） 再々質問で、市長にお尋ねをいたします。

市長は、常に紀の川市の基幹産業は農業だということをよく言われます。まさそのとおりでございますが、先ほどから私申し上げましたとおり、国の農業政策というものは非常に片手落ちな、行き当たりばったりな、それでいて生かさず殺さずというような農業政策の形のほうが、私感じないわけではございまして、この年まで生きてきて本当に農業というものに対する国がしっかり気を使って出してきた政策だなというようなものが、何にも見当たらないような気がいたしますんですが、そういう状況の中で、紀の川市の基幹産業は

農業だということを言われます。

そういう中で、それじゃ市長、基幹産業の農業に対してどういうことから手をつけていったらいいんよということを前にも話したことがございますが、市長いわく、圃場整備、そして農道の整備、そういった基礎的な問題にまず手をつけていかな仕方がないという市長からの話も聞きました。

先ほどからもずっと申し上げてますように、農家というものが非常に土地生産性が上がらなくなってる、そして所得もなかなか伸びてこない、そういう中で後継者が非常に減ってきてるという中で、圃場整備というようなこともなかなか食いついてきてくれない部分が実際問題としてあるわけがございます。先ほども申し上げましたとおり、紀の川市の中でいま一度農業の実態というものをしっかり把握していただいて、そして紀の川市も変化してきている部分があるということも認識していただいて、それはどういうことかといったら、加太線から上の話でございますが、そういう大阪に近い部分が非常に状況変化をしてきておるということを踏まえて、そういう中でしっかりと紀の川市の中でも一つの仕分けをすると、これは住民の皆さん方といろいろ話をせないかん部分もございますが、そういうことに一歩踏み出していただく、その決断というものを私いただきたいと思うわけなんです。

誰が市長になられても、一つのあるお金で、またその事業を起こすために借入れを起こしてやるその事業というのは、誰が市長になられてもやれるわけですけども、この紀の川市の人口をふやすのにどないすんのよというような大きなプロジェクトになりますと、非常にその決断と忍耐と知恵も要ってくると、このように思いますが、まさに私がこういうことを申し上げますと、市長に決断を迫るような話になるわけでございますけども、そのとおりでございますので、ひとつ市長の見解というものをお聞かせいただけたらと、このように思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

特に、私もいつも申し上げてるように、紀の川市の基幹産業は農業であると、それだけを言ってるだけでは、紀の川市の発展にはつながらないということも、川原議員と同感でございます。また、国の施策において、私もまだ今でも農業やっておりますが、国の場当たりの施策によって今日まで農家が非常に犠牲になってきた、国の日本の経済成長に協力をしてきた農業ではないかなという、同感であります。

そんな中、都市部においては、その国が農業に力を、お金をたくさん使い過ぎてんのではないかというふうな話も都会では言われていると。また、国政においても、都会から出てる議員さんたちは、今の鳥獣被害等農業の実態というものを全然わかってないということの中で、私も孫も持っておる一人であります。とは申せ、それでは紀の川市をどうしていくんやということになろうと思います。

そんな中、企業誘致も、また若者が帰ってこれるような紀の川市をということもいろいろと考えておりますが、議員言われております京奈和自動車道がついて、27年度に向けて開通するということになると、大きくこの粉河加太線の北部等については、大きく変化をしていくのではないかと期待を持っておりますし、また府県間道路の打田から上之郷へ通ずる道路については、今大きく運動展開をしておるところでありますし、今後これについては一生懸命頑張っていかなきゃならないなと。

それだけではなしに、私は農地を持たれてる皆さん方のあと5年、10年たてばどうなるか、自分とこの家がどうなるか、子どもが農業してくれない、そういうときにきちっと市も方向を出せなければいけません、地域の皆さん方の協力なくしていろいろな問題には取り組んでいけない。そんな中で、市も積極的に地域に出向いていろいろと対応していきたいと、そう思っておりますので、議員各位にも協力をいただきながら、これらの問題を対処していきたいと。

それと、農地法の問題、和歌山県としてどう考えてるんかということの中で、近々知事にいろいろな県政に対しての紀の川市としての意見があれば言っていたきたいという要望を発言する機会があるわけで、この農地法について和歌山県ももう100万人を切っていく、そんな中でまた日本も全体、今1億人超えておりますけれども、7,000万人になるのではないかと、もう将来のことですが、そう言われておる中で、県として100万人に戻す、また紀の川市として7万2,000人で出発しましたが、私は7万人に戻せるような施策に向けて今後頑張っていきたいと、そう思っておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げ、一生懸命取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、16番 井沼武彦君の一般質問を許可します。

はじめに、長期総合に基づく市の将来像についての質問をお願いいたします。

○16番（井沼武彦君）（質問席） ただいま、議長よりお許しが出ましたので、井沼武彦が通告のとおり一般質問します。今回の質問は、議員14年間最後の質問です。心静かにかみしめて行いたいと思います。

ただ、一般質問の前に少し時間をいただきまして、私が合併してよかったなということについてお話ししたいと思います。議長、お許し願います。

2008年5月24日から25日早朝にかけ、桃山町で時間当たり70～80ミリの集中豪雨があり、国道24号線通行どめで、尼岡橋のそばに桜池、松池があり、あと少しで堤防が切れる寸前で、もし切れると下にも二つの池があり、大変な事件になっていたと思います。

中村市長は、すぐに現地に対策本部を立ち上げ、すぐに65世帯に避難勧告を出し、住民を調月小学校へ、池には山からどんどん入ってくる水を水位を下げるため、連合消防団、

国土交通省がポンプ24時間作業をした結果、無事に被害もなく済んだわけで、私も団員と紀の川市職員と夜中、見回りをしたわけですが、5月といっても夜中は寒いです。一言の愚痴も言わず、一生懸命に職員の皆さん頑張っていたことは、地域の皆さん大変喜びました。これも合併の効果と、中村市長の決断だと思えます。また、その後、紀の川市では、大型ポンプ2台を買っていただき、今安心して生活ができます。

もう一つは、2011年2月16日、鳥インフルエンザで、県下最大の養鶏場12万羽の鶏の処分です。ある日の突然の出来事であり、はじめ何から手をつけていかわかりません。そのときも、合併の効果、中村市長はすぐに紀の川市職員、JA、県、自衛隊の応援をいただき、鶏を三日で処分するとのことで、私も議員としてじっとしてられず、貴志川運動公園のそばに鳥を埋める手伝いで、大きな穴の中にブルーシートをひき、多くの石灰をまき、4トン車で次々と運ばれてくる鳥、大きなクレーンであの中に並べ、一段終わるとまた大量の石灰をまき、ビニールをまきと、真っ白の煙管服を着て、ヘルメット、煙管服、長靴と、着ると昼まで脱げなく、人間極度に緊張しますとトイレにも行きたくありません。名前を呼び合うのは、名札のかわりに後ろと前に名前を書いてと呼ぶようなことになっておりました。何とか三日間で終わりました。

こんな世の中に住んで、こんなことがあったらいいかなというような感じもいたしましたが、本当にこのときも紀の川市の職員一生懸命に頑張ってる姿を見て頭が下がりました。これからの紀の川市には、いろんな突然なことが起こると思いますが、中村市長と、そこら向き、職員の皆さん、頑張ってください。

前置きはこのぐらいにして、質問します。

はじめに、紀の川市の将来像について質問します。

私たちの住む紀の川市は、恵まれた自然環境や文化資源を通じて、人と人とのつながりを大切にしながら、長期計画のメインテーマである「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる 紀の川市」とスローガンに誰でも安心して生きがいを持ち、生き生きと暮らし続けられるような都市を目指しております。過去8年間振り返りまして、私なりに、紀の川市の発展に必要なだと判断した五つの政策について、企画部長に質問します。

1番は、少子高齢化社会の対応です。

子どもは、地域の財産であると考えます。子どもを安全で安心して生み育てられる環境の整備するとともに、長年にわたり地域のために尽くされてきた高齢者の健康づくりや介護予防や生きがいづくりや高齢者が自立して心豊かに暮らせるようなまちづくりの取り組みについて、まずお聞かせください。

2番目、暮らし安全・安心の確保です。

東日本大震災や紀南地方を襲った台風12号、近い将来が発想が予想される東南海・南海地震・自然災害、交通事故や犯罪、職員の安全性の確保など、暮らしの安全・安心の確保の取り組みについてお聞かせください。

3番目、活力ある都市基盤の整備です。

市民が長く住み続けたいと思うまちづくりを実現するために、道路体系や交通ネットワークの整備、上下水道、公園・緑地、行政基盤などのインフラ整備、利便性と快適性ある豊かな自然と調和するまちづくりの取り組みについてお聞かせください。

4番目、私が最重点と位置づける基幹産業の振興と企業誘致です。

全国的にも農業は高齢化と後継者不足で、活力低下が深刻な問題です。紀の川市の基幹産業である農業については、生産基盤の整備、生産体制の強化、安全・安心農産物の提供や新たなブランドづくり、豊富な地域の資源を活用しながら、体験農業、観光とともに連携して、地産地消、食育の推進と取り組みをお聞かせください。

また、定住化促進や就業機会の確保との観点から、企業誘致は最も大切です。立地した企業の支援と強化の取り組みについて、お聞かせください。

5番目、教育振興と人づくりです。

教育振興の整備は、地域の財産である子どもの成長に大きく寄与することと考えます。学校教育施設の整備、生涯学習施設の整備体制を推進することにより、教育水準の高い活力と人間性に富んだ子どもの健全性の取り組みについて、お聞かせください。

これで、1問目の質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいま質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 井沼議員の紀の川市の将来像についての質問にお答えをいたします。

「少子高齢化」、子どもが減って老年者がふえる社会への対応といたしまして、安心して出産・子育てができるよう、また高齢者が自立して生きがいを持ち、生き生きと暮らすことがことができるよう、福祉・医療・学校や地域が連携を密にしてネットワークをつくり、人と人がつながり支え合う地域社会の形成に向けた子育て支援事業、高齢者自立支援事業等の取り組みが重要であると考えます。

二つ目の暮らしの安全・安心の確保についての御質問ですが、人のつながりは防災や防犯の面からも非常に大切でございます。政策目標に掲げる、「ともに参加し行動するまち」を目指し、協力し合って、安全・安心な暮らしができるようコミュニティの強化を図るとともに、迅速で的確な情報提供、施設、装備の整備充実に取り組みを進めます。また、平時から市民一人ひとりの防災意識を高め、地域ぐるみで対応できる自主防災体制づくりにさらに取り組む所存でございます。

活力ある都市基盤の整備については、良好な自然環境を生かしつつ、計画的な土地利用の実現を目指し、高速交通ネットワークを形成する京奈和自動車道の早期完成、京奈和関空連絡道路の計画推進を促進するとともに、上下水道、公園の整備、公共交通の利便性向上を図ってまいりたいと考えます。

次に、紀の川市の基幹産業と企業誘致につきましては、基幹産業である農業生産施設の整備と生産性の向上に取り組み、農産物のブランド化や体験交流農業などの取り組みと農

業の六次産業化を推進し、また農業の担い手が育つ環境の整備を目指し、農商工連携による観光交流、産直施設の整備も図っていきたいと考えます。また、農業の振興とともに、近畿大学生物理工学部を含む企業誘致等で組織している企業立地、立地企業連絡協議会を中心とした参官学の連携、優良企業の誘致による地元での雇用創出にもあわせて取り組んでまいりたいと思います。

最後の教育振興と人づくりにつきましては、引き続き学校施設の耐震化を含めて教育環境の充実を進めるとともに、生涯学習施設、スポーツ施設の計画的な整備を図り、スポーツや学習の機会を高めることにより地域でのきずなを大切にして、まちづくりは人づくりという認識のもと、大学や企業と連携を密にし、将来の進路を考える材料や学習意欲を高めるとともに、家庭教育の推進にも取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。はい、どうぞ。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 再質問は、市長にお願いします。

ただいま、企画部長から取り組み方針などの概要をお聞かせいただきましたが、市長にかおかれましては、活力ある紀の川市の建設に向け、対等合併した5町の均等ある発展と紀の川市の将来像について、お考えをお聞かせください。

○議長（西川泰弘君） 市長に答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 井沼議員の御質問にお答えをしたいと思います。

長期総合計画に基づくまちづくりの方針について、担当部長より答弁をいたしました。その中で、「人と人のつながり」に関することが何度か出てまいりました。

東日本大震災を契機に、「きずな」という言葉が脚光を浴びておりますが、子育てや高齢者への対応、防災・防犯、農業や産業の振興、教育等々、これらのことは行政だけで進めていくことはできません。市民の皆さんや議会の皆さん、行政も含めてみんな連携していかなければなりません。異なる5町が合併して誕生した紀の川市が、一つの市としてまとまり、みんなで力と知恵を合わせて活力ある紀の川市の均衡ある発展を今後とも図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（西川泰弘君） 市の将来像についての再々質問はございませんか。

〔井沼議員「はい」という〕

○議長（西川泰弘君） それでは、次に、新庁舎完成による効果についての質問をしていただきたいと思います。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 次に、新庁舎完成による効果について、質問します。

平成17年11月7日に5町が合併し、分庁方式で市民の皆さんには大変な御不便をおかけしましたが、25年度には立派な建物が完成しました。こんなうれしいことはありません。これから、この本庁がどう進んでいくのかについて質問いたします。

まずはじめに、朝の寺西議員と少し重複することがあると思いますが、お許しいただき

ます。

本庁・支所で正職員、臨時職員合わせて何人ですか。この先、5年間、職員の推移と人件費の削減はできているのか、質問します。本庁の適正な職員人数は何人と考えていますか。毎年、退職者が多く、新規採用は7～8人新陳代謝ができてますか。新しい風は吹き込んでいますか。本庁一局集中により、支所の業務は変わったのか、支所のサービスは低下していないか、質問します。

庁舎完成後の総合案内、電話交換、空調、その他管理面がうまくいっているのか、質問します。

新庁舎夜間の会議、私もこの前に来たわけですが、北側の入り口からずっと入るわけですが、北の入り口に東側にくると回っていかんなんですけども、行くときに私も7時の会議で6時50分ごろ来たんですけど、真っ暗で、いる場所にも通るもの怖かって、ほかの人も一緒に行ったんですけども、これは真っ暗で通れんなというようなことがあります。また帰りもちょうど月が出なく真っ暗でして、こんな不便なことがないと思ひまして、早速電気をつけていただきたく、これは早くしていかないと、何か事故が起こりかねますので、早くしていただきたいと思ひます。

それと、新庁舎ができて、電気代、燃料代、光熱費、どのぐらいかかった、以前とどのぐらい変わりましたか。2億円のコストを削減ができていますか。

また、新庁舎ができて、市長はサービスの低下はさせないと言われていますが、できていますか。日常はどのようにしていますか。また、本庁に各部局が集中したことにより、支所は閑散として、来庁者も少なく寂しい状態ですが、今後どのように支所を活性化することについてもお尋ねします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、井沼議員の二つ目の御質問にお答えいたします。

まず、新庁舎完成による本庁に勤務する職員数でございますが、南別館の職員も含めて、本年8月1日現在、職員が407名、嘱託職、臨時職員71名を合わせて478名です。それに、各支所・保育所・公民館など出先機関等含めると、職員599名、また臨時職員366名、合わせて965名となっております。平成22年に策定した第2次職員適正化計画では、平成25年度の目標値を624名としておりましたが、実際は599名の職員数となり、目標値を上回っております。今後、5年間の職員の推移ですが、毎年7名を採用すると仮定した場合、平成30年度では、職員数が539名となる見込みでございます。

人件費については、平成25年度、およそ51億1,700万円余りですが、平成30年度ではおよそ46億3,700万円となり、約4億8,000万円の削減が可能となる見込みでございます。

次に、紀の川市の適正な職員数ですが、市としての考えは、市域の広さ、災害時の人員配置、市民ニーズ、委託できる業務、類似団体の職員数等を勘案する中で、適当な職員数を検討していきたいと考えてございます。

また、退職者数と新規採用者数に開きがある中で、職場に活気を取り入れる、また新風を吹き込むことができるかということでございますが、市長の訓示においても、「庁舎が新しくなったのだから、職員も新たな気持ちで市民に寄り添い仕事をするように」と訓示をしております。職員みずから築き、みずから変わろうとする意欲を持つことのきっかけとして、全職員を対象にさまざまな研修を実施し、職員の資質の向上を目指しております。新しい庁舎ができたのに、「仏つくって魂入れず」ということのないよう、今後も機会があれば職員の資質や能力の向上に努めていきたいと考えております。

次に、新庁舎完成による支所のサービスでございますが、窓口における住民票、印鑑証明、戸籍等の各種証明書や申請などは、従来どおり支所で取り扱いをしております。また、本庁に所属する各課・室などが取り扱う各種届け出、申請書等の受け付け、相談・指導などの業務も従来どおり支所での対応が可能となっております。

市民の方々は、新庁舎が完成したことで、各種業務が新庁舎に移行されたと誤認されているところもあるかと思いますので、従来どおり各種業務を各支所で取り扱っていることを市の広報紙等によりPRし、さらに市民サービスに努めてまいりたいと考えます。

次に、新庁舎開庁後、設備・サービスが適切に機能しているかの問いにお答えさせていただきます。

まず、総合案内では、来庁された皆様、お帰りになる皆様に笑顔で御挨拶することを基本に、各部署の案内や会議等の案内、また御質問に対し適切な対応を図れるよう指導の上、業務を遂行しております。

また、電話交換においても同様に、待ち時間や電話のつなぎ間違いのないよう適切な対応に努め、日々400件から500件近くの電話対応を行っております。

次に、空調設備など各設備関係については、良好な状態で機能していますが、中にはふぐあいや庁舎使用后、6カ月点検による補修や調整を監理業者、施工業者に指示し対応を図っております。今後も1年点検を予定しており、使用することで発見できた部分については、早急に対応していきたいと考えております。

次に、市民の皆様にご出席いただく夜間の会議室の使用については、新庁舎は基本的に事務室がオープンとなっているため、セキュリティ上、特に夜間・休日の出入りについては、十分な対応を図る必要があるということで、職員をはじめ来庁される市民の皆様には、警備室のある北側通用口において、お名前と入館時刻、退出時刻を記録していただいております。セキュリティ上、休日・夜間の会議開催時に正面玄関を開放することができませんので、駐車場から建物東側を通り、北側通用口を御使用していただくよう、市民の皆様の御協力をいただくこととなります。なお、議員御指摘の夜間の照明等については、早急に増設を行ってまいります。

次に、管理費用についてですが、燃料費では、ごみ収集車両等を除く一般公用車の燃料の使用料は、平成23年度と平成24年12月までの21カ月間の月平均が6,222リットルでした。新庁舎移転後の平成25年1月から3月の月平均は5,153リットルとなり、月平均1,069リットルの減量となっております。

電話の通話料では、本庁と各支所を合わせた額の月平均で比較しますと、平成23年度と平成24年12月までの21カ月の月平均が約95万9,000円、新庁舎移転後の月平均は約78万2,000円となり、新庁舎では約2倍の旧庁舎で使っていた使用時に比べ、約2倍の173回線を使用していますが、光回線を採用したこと等により、通話料においてもコスト削減となっております。

なお、光熱水費では、本庁と各支所の電気代、水道及び下水道代の合計額を同様に比較しますと、平成23年度と平成24年12月までの月平均が約389万4,000円、新庁舎移転後は約523万7,000円となり、この3カ月間は旧分庁舎を並行使用していた影響等もあり、削減効果は出ておりません。

それから、議員のおっしゃるよう新庁舎建設より約2億円のコスト削減を目指しておりますが、現在庁舎間の電話及び公用車による移動コスト削減、閉鎖による分庁舎の維持コスト削減、また計画的に進めている借地の返還等により、平成25年度当初予算ベースで、約4,700万円の削減に加えまして、分庁舎間を移動しなければならなかった職員の非効率な事務を時間換算した場合のコスト等を合わせますと、年間約1億4,700万円のコスト削減を見込んでおります。本年度も、旧分庁舎周辺の借地の返還など、経費の削減を図るため、取り組んでいるところでございます。

本庁においては、各種手続等が一括して可能になり、市民サービスの向上が図られていると思っておりますが、今後もコスト削減や事務改善を図り、さらなるコスト削減とサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 地域振興部長 吉田 靖君。

○地域振興部長（吉田 靖）（登壇） それでは、地域振興部から、井沼議員の御質問にお答えいたします。

本年1月から新庁舎が本格的稼働し、各部局が本庁に集結いたしまして、市内全域を一元管理する体制に移行したところでございます。

多様化、複雑化する市民ニーズに対応するためには、業務遂行に当たり迅速かつ親切丁寧を基本と考えますので、本庁をサポートする支所、出張所の果たす役割もさらに重要となってまいります。市長が常々申し上げますとおり、「新庁舎ができて支所のサービスを低下させない」という方針に沿いまして、可能な限り、支所、出張所で用件が済ませられるよう努めているところでございます。

また、市民が親しみやすい支所、出張所の運営ができるよう、支所長以下全職員が来庁者に対しまして、繊細な目配り、心配りに努めることはもとより、戸惑いやいら立ちを見せる方々には臨機応変に声をかけて、遅滞なくそのニーズを把握して、不安や不満の解消

を図り、市民の立場に立ったサービスを展開するよう指示しているところでございます。

また、職員一人ひとりの意識改革を促すことが重要であるとの観点から、支所、出張所の窓口は「市役所の顔」とであるという自覚を醸成するために、平成24年度から私が単独で、さらに本年度からは総務部の考査監と連携し、各支所、出張所に月1回以上出向き、現場の声を聞いて状況把握に努め、職員の資質と今後の行政サービスの向上に資するため、巡回視察に取り組んでいるところでございます。

さて、議員御指摘の支所が閑散として寂しいという状況につきましては、市長が常日ごろから職員に訓示しておりますとおり、来庁者には挨拶や笑顔を絶やさず、市民が気軽に訪れ、職員と親しく相談や話ができる環境づくりにも鋭意取り組み、単なる行政の窓口にとどまらず、地域のサロンの役割も果たす施設として支所の活性化を図りたいと考えておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

○16番（井沼武彦君）（質問席） ありません。次、渇水対策で。

○議長（西川泰弘君） はい。じゃ、渇水対策についての質問をお願いいたします。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 次、渇水対策について、1回目の質問です。

最近の気象は異常気象の連続であり、今年度は春先から乾燥少雨の状況が続き、生産農家は大変な年で、7月に5回雨が降っておりますが、合計しますと33.5ミリと作物によい影響もなく、特に夏果実、桃農家には大変な年であり、8月も異常と言える高温が続き、柿をはじめ、かんきつ類や秋冬果実の品質低下を収穫の終わった桃、スモモ、梅などもそのような低下が心配されます。

そのようなことで、ことしの渇水対策本部は立ち上がりましたが、ことしは8月15日と聞いていますが、間違いないですか。特に、ことし8月に入って30度から35度、体温を上回るような続く中、遅いのではないですか。その点、どう思いますか。お答えいただくのと、紀の川市に何カ所の施設をつくり、毎年どのぐらいの費用がかかっているか、まず1回目、質問します。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、本年度の渇水対策の状況について、お答えをします。

本市では、異常気象による干ばつ対策を迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする対策本部を置き、関係機関が協力一体の体制をとり、情報の収集及び農作物の被害防止に関する対応に努めているところであります。

議員も申されたとおり、本年紀の川市の7月の降雨量は56ミリメートルと、7月平均降雨量144ミリの約39%であったことや、8月2日に約10ミリメートルの雨がかったものの猛暑が続いている状況であること、さらに今後、まとまった雨の期待ができない状況にあることから、関係機関であるJA紀の里営農部と農産品目ごとの現状や今後及ぼ

す影響など、総合的な情報交換を行った上で、8月15日に、「紀の川市農作物干ばつ対策本部」を設置し、地元水利関係者や地域代表の承諾をいただき、給水設備の整備を進め、8月23日より全ての施設が使用できるようになってございます。

給水施設の設置場所については、農業用水の確保が困難な地域を基本としており、合併以前からの設置場所を参考に、設置場所の数でありますけれども、那賀地域で5カ所、粉河地域で5カ所、打田地域で1カ所、桃山地域は善田・大原・黒川・野田原地域を含めて12カ所、貴志川地域では2カ所、合わせまして25カ所に設置を行っております。

渇水対策施設費用についてでありますけれども、過去2回の実施した費用では、平成20年度で265万7,000円余り、平成22年度で205万7,000円余りとなっております。本年度においては、ただいま実施中で確定はしておりませんが、概ね270万円程度の費用が必要と見込んでおります。なお、これら設置等に係る費用については、JA紀の里に2分の1の負担をいただいております。

いずれにいたしましても、天候状況の見きわめが難しく、また紀の川市内各地域で農作物の作柄も異なる状況であります。対策そのものが後手後手にならないよう万全を期してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ありませんか。

○16番（井沼武彦君）（質問席） ありますけれども、今の中でちょっと8月15日やったら遅いんじゃないかということについてお答えいただけてません。それ、ちょっとお答えください。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） 今の遅いんじゃないかという御質問、答えてないのと違うかということで、答弁をさせていただきたいと思いますが。

先ほども申しましたように、市内各地域で作柄が異なると、一つは、今回は特に柿とミカンの被害について詳細な調査を行っております。いわゆる水源確保ができていところ、できてい方については、池から、また川から、あるいは土地改良区の用水から、それぞれ自己費用をもってかん水される方も多くございます。そうした中で、どうしても水源が確保できない等々の状況をどう見るかということで、それぞれ今判断をしてきたところがあります。

先ほども申しましたように、JA紀の里と、あるいはまた県の普及員等々の意見を参考にしながら、これから収穫時期を迎える作物について影響があるかどうかという判断をしながら、8月15日という日をもって決定させていただいて、23日から給水が可能になったという状況でありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

○16番（井沼武彦君）（質問席） あります。再質問です。

2年前から、日中35度以上の状況が続く日が続いておりますが、私は農家の皆さんにとっては命より大切なものが農作物と思っていつも考えております。それによって、今生活をしているわけですね。毎年、対策本部を立ち上げていただいておりますが、その見きわめが大切だと思います。

そのようなことで、一番よいのは恒常的に水が出るということが一番大切なことだと思ってます。紀の川市は紀の川用水と、また貴志川にも貴志川の伏流水がございます。井戸を打ち込むことによって、休みなく24時間水が出る施設、また何か自然災害のときにも本当に生活用水として役に立ちます。

桃山、調月地区には4本の井戸があり、夏冷たく、冬は温かい水が出ます。地域の人からも大変喜び、地域の人も多く利用者が出来、また他地区からもことしはくみに来ていただいております。これからも地球温暖化、年々続くと思いますが、ぜひとも井戸をつくっていただき、費用を、電気代、ポンプ、いろいろ合わせますと、今まで経験上、1本で約100万円ぐらい、電気代その他はJAとお願いしておいた次第です。桃山地区は、これで大体いけますけども、他地区にも水が出るときに年に5カ所ぐらいの施設をつくっていただきたいと思っておりますので、質問いたします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） それでは、ただいまの質問にお答えをします。

臨時の給水施設の多くは、仮設電力によりましてポンプ等を稼働させております。その電源については、電力会社に申請を行い、設置までには相当の期間を要することから、今回も副市長、本部長が直接電力会社に出向きまして、期間の短縮をお願いした経過がございます。

また、設置に係る経費も多額になっていることから、今後、効率的な施設の配置も検討した上で、先ほど桃山地域のお話もされましたが、常設の給水施設の整備も進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思ってますし、この間の今までの活動する中でも、今回の桃山地域に整備されている常設の給水施設は、干ばつ対策に大きな成果をもたらしてございます。市の財政運営は非常に厳しい状況にあります。関係するJA紀の里とも十分協議を重ねまして、設置する方向でまずは検討してまいりたいなと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。はい。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 最近の気象は異常で、8月過ぎから35度を超える日が続く、体温を上回る日もあります。農業で生活をしている者にとっては、どうすることもできません。天気を恨みます。ここ毎年、渇水対策本部を立ち上げていただいておりますが、もう少し早くしていただきたい、これは1点と。

市長は、常に紀の川市の基幹産業は農業であると言われてますが、多くの方はそれによっ

て生活しています。紀の川市は、野菜、花、果実と多くの作物が栽培され、日本一のめっけもん、年25億円の売り上げ、年間80万人の人が来てくれます。作物をつくるには、恒常的な水が必要であり、桃山地区には4年の打込み用の井戸があり、夏冷たく、冬温かく、500リッターのポリ桶3分ぐらいでくみ上げます。夜間も通さず使用でき、今自然災害、東南海地震も言われておりますが、そのときには生活用水にも利用できます。紀の川市には紀の川の伏流水、貴志川にも恵まれた伏流水がございます。かん水施設も必要だと思いますので、市長にお伺いします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁、市長、お願いいたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 井沼議員の干ばつ対策、ことしも大変な夏でありまして、時期的に遅かったのではないかというふうな話もございましたが、いろいろと副市長並びにJAさんとも相談をしながら、柿、ミカン等の対応ということの中で進めをさせていただいたところであります。

そんな中、議員御質問の常設のかん水できる井戸をとということで、先ほど旧那賀町では5カ所、粉河では5カ所、打田で1カ所、桃山12カ所、貴志川では2カ所の井戸を使わせていただいているということでございました。そんな中、十分議員要望の常設の給水施設設置については、場所や費用等の問題もありますけれども、整備を進めることで関係機関との調整を今後図っていき、要望等にお応えをしていけるようにしたいと、そのように思っております。

○議長（西川泰弘君） 次に、鳥獣害対策について、質問をお願いします。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 鳥獣害被害対策について。

平成24年度で、紀の川市で5,079万円の農作物、鳥獣被害が発生しています。この被害は、金額が一向に減少する気配がなく、農家の生産意欲の低下と耕作放棄地が増加しており、イノシシ、アライグマ、カラスでなく、最近では鹿も来るというふうな話を聞いています。また、夜に親子連れでイノシシが夜間に庭先に入り、いろいろなものを全部食べ尽くすということで、大変皆さん嘆いております。

鳥獣被害の対策は、追い払いが原則です。捕獲、里山に近づけないと、三つの政策が必要であるんですが、一生懸命につくった野菜、果物、ことしは山間部の地域に近い山のほうに桃を栽培してる人で大きな被害があったと聞いております。農業して生活している者にとっては、許すことのできないことであり、紀の川市はこのことをどう思っているか、お伺いします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。

まず、鳥獣害被害対策については、非常に悩ましい、難しい問題でありまして、大変苦慮しているところであります。まずは、その被害の状況と取り組みについて、お答えをさ

せていただきたいと思います。

本市における有害鳥獣による農産物被害は、平成22年度で5,737万円、それから平成23年度で5,250万8,000円、平成24年度では、先ほど議員も申されましたように5,079万1,000円と、わずかでありませけれども減少傾向にあるものの、依然として、最も多額であった平成20年度のほぼ70%を超える高水準で推移をしております。また、被害の大半がイノシシとアライグマによるものであります。

現在、本市では、平成19年12月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」を受けて、第2期目としまして、「紀の川市の鳥獣被害防止計画」、この計画は平成23年度から平成25年の3カ年計画であります。これに基づき、最終年度である本年度、平成25年度の被害軽減目標値4,073万3,000円、平成22年度の概ね3割減までに縮小できるよう種々の被害防止対策を講じているところであります。極めて厳しい状況となっておりますが、先ほどこうした状況、議員も指摘されたように、鹿等々のこともふえているということでもあります。農業者の生産意欲の減退を招くとともに、耕作放棄地の増加にもつながり、農業振興を図る上で大きな障害となっております。

市としましては、現行の箇所による電気柵等の設置についても一定の成果があると考え、補助制度を存続させていきますが、複数戸以上の共同による取り組みへの誘導に加え、放任果樹の伐採等による餌場の除去や有害鳥獣を出没させない環境づくりなど、地域が一体となった新たな取り組みや活動についても支援を検討の進めを考えてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問、どうぞ。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 再質問です。

鳥獣害対策には、国の対策事業、県の対策事業、市の対策事業、三つあると思いますが、おのおの補助金をどう使っているか、お伺いします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） それでは、国、県、市、それぞれの施策、それとその内容、また本市の市の取り組みの考え方等について、お答えをさせていただきます。

現在、国においては、広範囲な地域ぐるみで実施する被害防止活動や侵入防止柵等の整備について、補助率2分の1以内で交付金が受けられる制度が設けられてございます。実施にあたっては、地域で組織する組合等の設置が義務づけられ、それを包括する地域協議会の設立も必要となり、加えて詳細な被害防止計画に基づき、事前に国の事業承認を受けなければならない、極めて活用しづらい内容となっております。

次に、和歌山県の防護柵等設置支援事業でありますけれども、2戸以上の農業者をもって組織する団体で、原則5年以上の使用に耐える防護柵等の設置に対しまして、経費の上

限単価、1メートル当たり900円以内で補助を行うもので、補助率は市負担も合わせまして3分の2となっております。農家にとっては高率補助であるため、本市としても補助金枠の拡大について県に強く働きかけを行っており、設置者についても推奨をしているところでございます。

最後に、市単独事業の補助内容でありますけれども、設置資材等の購入に要する経費を対象とし、補助率は3分の1以内で、上限を10万円と定め、予算の範囲内で実施しております。平成24年度より多くの申請者に補助ができるよう、補助率を下げさせていただいていることも御理解いただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、この鳥獣害対策は農林商工部の重点施策であり、捕獲対策も含め、予算措置においても優先的な配慮を講じるとともに、先ほど申し上げましたとおり、地域と一体となった活動や取り組みに対しても、また新たな制度化に向けた研究も進めてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（西川泰弘君） 再々質問、ございますか。

○16番（井沼武彦君）（質問席） あります。

最後に、市長にお願いします。

鳥獣被害は、今に始まったことではありませんが、年々被害も多くなっております。農家の生産意欲低下も大きくなり、耕作放棄地も多くなり、特に山間部に被害が大きく、農業で生活する人にとっては死活問題です。

そのようなことですが、一番の鳥獣害をなくすには、まず寄せつけないことが一番であり、四国の中央市の天満地区でイノシシによる被害が本当に深刻で、個々による対策も限界を期している感じて、集落全体で農作物被害防止施設管理組合をつくり、地域全体で、一例でございますが、結局山を一つくるっと囲むようなことで、どのぐらいお金が要った、5,638メートルで、総事業885万円、補助金2分の1で404万2,000円というところで、この地区全体で囲むようなことができたそうです。

まず、これするには、そこの住民の意識改革、最もリーダーが必要となることで、市集落は全体の合意も要るわけです。私も電話をここへしたところ、本当に被害が少なくなったということで、一体どんなことが大切だということを聞きますと、やはりみんなが守ってリーダーができることで、ずっと囲んで、後はどうなったかというようなことも質問しましたところ、囲んでは被害が少なくなってまいりましたが、やっぱり破られるところは破られるというようなことを聞きまして、破られたところはもう一定してるので、そこばかり破られるのでというようなことを聞きました。

以上のようなことですが、市長は基幹産業は農業だと常々おっしゃってますが、小さな農業も農業です。政治力の強い地域のリーダーとして、国、県にも大きな力をいただいている小さな農業をぜひとも守っていただきたいので、市長に、対策についてお伺いします。

○議長（西川泰弘君） 市長に答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 井沼議員の鳥獣対策の問題、非常に私は難しい、生きるためには大変イノシシ、アライグマであっても、防御柵、また電柵等々、私も先週土曜日に水田の電柵をやってまいりました。また、ミカン畑に電柵をやってみますが、草が生えておりますので、掃除してやるわけなんです、自分とこの水田やミカン畑にイノシシが入らなければええわということでやるわけなんです、やってないとこへまたそのイノシシは行くわけで、今四国の例の話がありましたけれども、それではその集落にイノシシは来なくなったということではありますが、どっかで被害が出てるわけですね。根本的解決に私はなっていないと。

そういうことの中で、国会でも鳥獣議連というものをつくっていただいて、今真剣に対応を考えていただいているところではありますが、私は追いかけてこになるのではなしに、根本的にどうすればこの鳥獣を、やっぱり鳥獣を減らさなくてはならない。それと同時に、里山においてくることなく、山に今イノシシなんかはドングリとかいろいろな実がなくなった、それでおいてくるとか。それ以上に、昔は野生のイノシシだったので、数が少なかったのがイノブタになった関係で、年に2回子を産む、またその数が野生のイノシシの倍以上生まれる、そういうことの中で大変数がふえ、また食べ物が不足するというこの中で、もう野鹿まで出てきているという状況でありまして、これは紀の川市で対応をどうするかという以前の問題として、国策として、また県の事業の一環として一緒になって市も取り組んでいく必要があるのではないかということも考えております。

そういうことで、これといって対応は今申し上げられませんが、自分とこの土地を自分で守ろうというものについては、市として補助金を出し、県としての取り組みの中で、2戸以上の皆さん方が一緒に取り組みをするということについては、補助金も出していただいておりますので、まずはこの対応をしながら、根本的解決に向けて今後努力していく必要があるのではないかなと、そのように思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、井沼武彦君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 0時23分）

（再開 午後 1時20分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（西川泰弘君） 次に、19番 岡田 勉君の一般質問を許可します。

はじめに、学校給食に従事する職員についての質問をどうぞお願いいたします。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 許可が出ましたので、通告に基づいて質問を行いたいと思います。発言事項にもあるように、学校給食に関することを、大きく二つの問題で

あります。

まずはじめに、6月議会の質問のときにも述べましたように、本市は近畿で初めて食育のまち宣言をした自治体であります。その宣言にふさわく教育の一環として、子どもたちにとってよい学校給食を実施していくためにも、公設公営が一番よい方法であるという視点から質問を行います。

最初は、学校給食調理員についてであります。

調理員が調理作業をする場合の安全確保や衛生面については、栄養教諭や学校栄養士の指示に従い実行するのが基本になっています。学校給食調理員が栄養士の指示を頭で理解したとしても、実際にできるという段階までに到達するには、かなりの熟練が必要だと言われております。

また、実際の給食調理現場では、食材の搬入が遅くなることや調理器具の故障、調理員の病気やけがなど、突発的な自体が多分に起こります。そのような自体を素早く対応し、安全確実な調理を行うためには、豊かな経験が必要であります。熟練と豊かな経験という専門性が求められる仕事だというふうに思いますが、その調理員の採用の根拠は、法律との関係でどうなっているのかということ、まずお聞きをします。

次に、学校給食を実施するための経費の負担のことであります。学校給食法の第11条1項に、経費の負担のことが書かれております。そこでは、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育設置者の負担とするというふうになっています。政令で定めるものの中には、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費が含まれておりますが、学校給食調理員は学校給食に従事する職員ですから、当然学校設置者の負担ということになりますが、このことがどのような運営方式になっても、設置者が負担するという点でよいのかどうか、お聞きをします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、岡田議員の御質問にお答えいたします。

調理員の採用の根拠につきましてですが、採用の根拠については、地方公務員法第17条第1項の規定を準拠してございまして、雇用決定時における試験の実施方法は選考による面接試験を行っております。

なお、現在、学校給食の現場や学校給食センターには、臨時非常勤職員として62名を雇用しており、先ほど申し上げたように、一般職、非常勤職員として雇用してございます。その中には、通年により雇用する調理員が45名、職員及び非常勤職員が休暇等により一時的に欠員が生じた場合の補助調理員として、17名を雇用してございます。

二つ目の給与その他の人件費について、どのような運営方式になっても設置者が負担すること、いいのかという御質問でございしますが、運営方式には市の直営と民間への委託方式等々がございまして、市の直営方式であれば、市が直接運営するという形態となります。

で、人件費は当然設置者である市が負担することになります。

また、民間への委託方式となりますと、人件費は民間の会社が負担することになりますが、市が支出する委託料の中には、人件費が含まれるものと理解してございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

岡田君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 一つ目のことは、今も答弁がありましたように、地方公務員法で定められているように、非常勤の職員であれ、公務員ということだというふうに思います。

そこで、二つ目の問題です。

今も言われましたけれども、委託料の民間委託した場合は、委託料の中で給料が含まれているという答弁でした。この民間委託の場合は、請負契約で調理に携わる労働者の全ての義務は請負業者が責任を持つということで、人件費についても業者が負担するということになっております。先ほども、それは言われました。

市として、請負業者に払うのは委託料であって、委託料というのはあくまでも性質別歳出の項目では、物件費であり、人件費を負担したということになるのかどうかです。この点、財政的な問題からもお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

教育部長 西田君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 岡田議員の民間委託した場合の委託料の御質問ですが、議員も先ほど学校給食法の第11条の負担についての御質問をされてたわけですが、この学校給食法の第6条には、共同調理場を設けることができると、つまり給食センターは認められていることになります。

また、御指摘ありました学校給食法の11条では、学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費、あるいは学校給食の運営に要する経費は、設置者の負担と明記されております。このことから、給食実施に対する経費については市の負担と解釈しているところでございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

〔岡田議員「ありません」という〕

○議長（西川泰弘君） じゃ、次の質問、学校給食の民間委託について、質問。

○19番（岡田 勉君）（質問席） そしたら、大きな二つ目の問題です。

学校給食の民間委託についてということで、四つの点でお聞きをします。

このことにつきましても、6月議会での質問のときにも、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について、維持されることが望ましい基準とされている学校給食衛生管理の基準について、少し述べさせていただきました。

この基準は、全ての学校給食の現場に対して周知徹底している国の基準であって、民間委託の場合もこの基準は守らなければなりません。直営または委託にかかわらず、この基準の中で示されている栄養教諭とは、公務員である栄養士のことであり、学校給食調理員というのは、必ずしも公務員である調理員ではなく、委託現場の場合は請負業者が雇った調理員ということになります。委託の場合は、栄養教諭、また学校栄養職員が調理員に指示したり調理員の方から指示を仰ぐことができないということですから、基準の中で示されているいろんな連携、協力というのは、事実上できないというふうに理解してよいのかどうか、お答えください。

それから、この問題で、二つ目のことであります。

食材の購入であります。これも前回の質問で、農産物をはじめ他の食材についても、地元から購入すれば経済効果があるという趣旨のことを尋ねました。そのときに、教育部長はこのように答えられております。「農産物の確保については、商工会を中心に新しい給食センターについては協議しながら、また調整しながら安定に供給していただくような、そういう窓口をつくっていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたい」と、このように答弁をされておりますが、農産物を含む食材については、どのような運営方式にあっても、市が食材を一括購入していくということなのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

それから、三つ目です。

市当局と受託業者、請負業者ですね、請負業者との責任の所在についてであります。万が一の場合です。万が一、食中毒等の事故が起きた場合の責任は誰がとるのかということですが、現在、本市の場合、中学校2校の給食については民間委託ということになっておりますが、業者との間で結んだ請負契約で、このことについてどうなっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

四つ目は、災害時の炊き出しについてであります。

学校給食施設を使った災害時の炊き出しについて、地域防災計画ではどのように位置づけられているのか。また、民間委託の場合、災害時の炊き出しが可能かどうか、お答えください。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） まず、岡田議員の学校給食の民間委託についてでございますが、「学校給食衛生管理基準」と民間委託の現場での栄養職員と調理員との連携ということでございますが、さきの第2回市議会定例議会において補正予算をお認めいただき、学校給食センター検討委員会を立ち上げ、8月9日に初会合を開き、安全で質の高い給食を提供するための運営方針を既に2回御審議いただいているところであります。

学校給食センターの運営方法については、第2次紀の川市行財政改革大綱にも業務の効率化や経費の削減といった面で大きな効果が見込まれると判断し、民間活力の積極的な導

入を視野に入れて、現在検討しているところでございます。

学校栄養職員と調理員との連携につきましては、委託契約書の仕様書の中で、調理業務等において栄養士と調理員の役割区分を明確に記載することにより連携が図れるものと考えております。

次に、食材の購入についてですが、昭和60年1月、文部省体育局長通知により、物資の購入、調理業務等における衛生安全確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けることとなっております。食材の購入につきましては、現在学校給食センター検討委員会で検討いただいているところですが、粉河・那賀給食センターにおける平成24年度の地場産活用状況で、市内産が36.6%、県内産が50.2%となっております。文部科学省が実施した平成23年度学校給食における地場産の活用状況では、全国平均25.7%となっておりますことから見ても、紀の川市の給食センターは非常に高い地場産の食材を活用していることとなります。

したがって、今後も学校給食センター検討委員会において、食材の購入については御審議いただき、決定してまいりたいと考えております。

次に、責任の所在ですが、調理業務については、食中毒防止、衛生管理に細心の注意を払わなければならないということは当然であります。衛生上の事故が発生しときは、まず第一義的には、受託業者が責任を負うものと考えます。次に、総括的には、市に責任があると考えます。そのためにも、事故のないように、新給食センターにおいて、調理工程で発生するおそれがある危害を未然に防ぐためのハセップという食品製造上での安全管理方式やドライ方式を導入して、衛生管理に対応しておるところでございます。

いずれにいたしましても、事故が発生しないよう十分な管理・指導の徹底を図って安全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、学校給食の民間委託について、災害時の炊き出しについてお答えさせていただきます。

災害時に被災した市民の食生活を支援することは、健康維持や復旧・復興への体力や気力の維持のために、重要な要素と考えます。学校給食施設は、東日本大震災のときも、文部科学省から県を通し、市町村に学校給食施設を使用した炊き出しの協力依頼があったように、災害時に一度に多くの避難者に温かい食事を提供する上で重要な施設であるので、市としても仮に民間委託された場合でも、炊き出し用施設として活用したいと考えております。

災害時の炊き出しは、「紀の川市地域防災計画」の中でも、市長が責任者を指定し、また各現場の実施責任者を定め、赤十字奉仕団、自治会や婦人会に御協力をいただき、避難所において行うことと定めております。

議員御質問の趣旨である災害時に民間業者に委託できるのかということについては、災

害時の施設の使用や人員の配置などの対応について、委託契約の段階で契約条項に含めるのか、あるいは市と業者との間で、別途協定等を締結するかなど、今後教育委員会と協議し、被災した市民に対し、適切な食事が提供できる体制を整えていくべきものと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問、ございますか。

岡田君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 1番目の問題です。

要するに、委託をした場合に、学校栄養教諭と学校栄養職員がお互いに連携協力ができるのかという問題です。私は、できないというふうに思います。

それはなぜかといいますと、調理作業の工程表とか、また作業導線図というのは、まさに調理作業を指揮・監督する指示書であります。口頭で指示をしようが、文書で指示をしようが、指示には違いがないというふうに思います。

今、貴志川中学の場合は、栄養士さんを置いていろいろそういうことも、相手方の栄養士さんにいろいろ指示をすると、指示をするというんか、いろいろやるということをしてるようではありますが、業者の管理職の方を通じて指示書を渡したとしても、結局業者以外のものが指示を出し、業者がその指示に従うという関係に変わりがないと。そして、指示書というのは、毎日出るものでありますから、この関係は請負と言えるのかどうかという問題であります。問題も出てくるというふうに思います。

このようなことから、学校給食の調理業務を民間委託すれば、学校給食の衛生管理の基準を守ることは不可能だというふうに私は思うんですけれども、その辺、どのように考えられておるのか。先ほど、答弁されたようなことは、私はできないと、委託契約の場合は思いますが、どうでしょうか。

それから、2点目であります。

食材の購入についてであります。先ほども述べましたように、前回の質問では、また繰り返しますけれども、このように教育部長は言われております。「農産物の確保については、商工会を中心に新しい給食センターについては協議しながら、また調整しながら安定に供給していくような、そういう窓口をつくっていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたい」と。要するに、市当局が一括してこの食材、農産物はじめ、食材を一括購入をしていくということだというふうに私は、この前の議会の答弁では理解をするわけなんですけれども、その点どうなのか。再度、お願いしたいと思います。

それから、食中毒の問題であります。

市が責任を持っていくと言われましたけれども、私お聞きしたのは、今貴志川中学や打田中学、この委託契約結んで委託をしているわけだというふうに思うんですけれども、その委託契約の中ではどういうふうなことで責任の所在を明らかにしているのかということをお聞きしたんですけれども、そのことについては答えてくれてないんですね、市に責任

があるというふうに答えられているんですけども。恐らく、私が推測するには、その委託契約の中の要件の一つとして、財政上とか、また法律上の全ての責任は請負業者が負うというようなことになっているのではないかなというふうに思うんですけども、その辺、もう一度答弁をお願いします。

4点目の災害の炊き出しについてであります。

この問題では、民間委託になっても炊き出しを実施していくというふうに言われました。そこでお聞きをするんですが、自治体が直接雇用した職員であれば、職務命令で緊急対応を命ずることができます。しかし、民間の労働者には職務命令は出せません。そういう中で、民間委託の給食現場で炊き出しを行う場合は、先ほども言われてましたでしょうか。契約書に、「災害時には炊き出しを行う」との1項を入れるというようなことになると思います。実際、防災体制においては、24時間、一年中いつでも対応しなければならないということを受託業者に求めることには、私は無理があるというふうに思うんですけども、そういうことからしても、事実上、災害の対応は私は民間委託をすればできないのではないかなというふうに思うんですけども、もう一度答弁をお願いします。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 岡田議員の学校給食衛生管理基準の委託した場合には指示ができないんじゃないかという部分ですが、もし民間委託した場合、請負契約には基本的な要件として労務管理上の独立性と「事業管理上の独立性」の2点があります。県派遣の栄養士と民間委託の調理員との関係ですが、当然「事業管理上の独立性」を尊重することになります。

本市としても、委託契約する場合には、仕様書にも栄養士と調理員の役割区分を明確にする必要があると考えております。栄養士は、献立表の作成と指示、調理員は献立表に基づいた給食をつくっていくわけですが、当然その中には指示に対する確認も含まれています。栄養士と調理員が明確な役割分担の中で業務を遂行していただけるものと思っております。

2点目の食材の購入については、献立作成につきましては、委託の対象になってはございませんので、紀の川市で責任を持って献立を作成していくことになります。後の業務、例えば調理業務や配送業務など、個々の独立委託と考えております。どこの部分を委託していくか、学校給食センター検討委員会で御審議いただき、決定してまいりたいと考えております。

3点目の責任の所在ですが、現在の貴志川中学校の委託につきましては、委託契約書の第16条で、損害賠償責任ということで、「乙は委託業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき理由による感染症等の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律等々において負った損害を甲が該当第三者に対し賠償したときは、賠償責任額については甲からの要求に応じなければならない」と、甲というのは、紀の川市でございます。賠償責任は、

請負業者にあるということをご明記してございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えいたします。

先ほどの災害時の炊き出しの件でございますけれども、繰り返しのお答えになるかと思っておりますけれども、業務委託契約の中での仕様書を基本に、厳守事項として民間の業者に守っていただくということ、これが基本だと考えております。

また現実には、災害時には、先ほど申し上げましたように、実際の運営については市長が指名する責任者を指定し、赤十字奉仕団、自治会等の地域の協力者の方の御協力をいただいで運営していくということで考えておりますので、全ての炊き出しについて民間業者の方にお任せするという事は考えておりません。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 再々質問と違ってね、この食材についてのことなんですけれども、私は献立のことを聞いているのでありません。食材は、先ほども前回の一般質問の部長の答弁を引用したように、市が一括して購入するののかというふうに聞いているんです。献立のことを聞いているのじゃないので、その点、もう一度答えてください。

○議長（西川泰弘君） 再質問の範囲の中です。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 先ほども答弁させていただきましたように、現在給食センター検討委員会で御審議をいただいているところであります。また、既にもう2回開催をしておるんですけれども、議題で食材の購入ということで、各委員から御意見をいただいております。12月までの間で方向を出していくような方向性を出していただくように検討委員会でもお願いをしておりますので、その時点で答申をいただけるものと思っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） はい。

○19番（岡田 勉君）（質問席） そしたら、この前の議会で答弁したことは全然違うんですね。前の議会では、商工会を窓口にしてということで、市が一括して購入するののかというふうな受けとめられるような答弁をしてるんですよ。その点どうですかと、一括して購入するののかどうかということ聞いてるんです。今やったら、検討の段階だと言われてるんですけれども、この答弁とはまた違うと思うんですけれども、その点、もう一度はっきりお願いします。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 先ほども申し上げましたように、検討委員会で食材の購入ということで、議員言われましたように、地産地消率、自校式、また給食センター、

また業者委託をしている3形態の給食を現在、紀の川市では実施しておるわけなんですけれども、その地産地消率等も上げて、検討委員会で御審議をいただいているところです。

以上です。

○議長（西川泰弘君） いいですか。

再々質問、お願いします。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 最初の栄養教諭とか学校栄養職員と調理員が委託契約したら、連携・協力ができないというふうに私言いましたけれども、ここに前回のあり方検討委員会をやられて、調査検討業務の報告書というのが出てます。平成22年の12月です。ここの18ページのところで、「紀の川市の学校給食の現状と課題」というふうに分けて書いてるんですね。そこへは、自校方式とセンター方式、民間委託方式というふうになってるんですけども、この民間委託方式のところを見てみましたら、この時点ではまだ貴志川中学1校のときですね。課題のところをちょっと短い文書で読みますけれども、「市の管理指導が及びづらい」というような課題として上げてるんですよ。果たして、この民間委託、実際ここはやっててね、この報告書の中で、「市の管理指導が及びづらい」というふうに言われてるんですけども、それなぜなんですか。その点、お答えいただきたいということと。

それから、市当局と請負業者との責任の所在の問題です。先ほどは、請負業者に責任があるということを明記しているというふうに答えてくれました。民間委託にかかわる話し合いの中で、いろいろ、例えば保護者の方に説明をすとか、「いろいろな場所でこの説明をする場合は、責任はどうなるのですか」と聞かれた場合に、「そういう場合には市が責任を持つ」と、こういうことを最初も言われましたね、市が責任を持つと。このようなことをよく言われるんですよ。

しかし、このように自治体が責任をとるなら、責任の所在が不明確になるような契約は結ばないということだというふうに思うんです。「市が責任をとる」と先ほど言われたのに、今度は契約書の中では、「請負業者に責任がある」ということを言われました。こういうことを、今言うたようなことを今言われたわけなんです。

また、責任の所在の問題でちょっと関連してなんですけれども、今のこのような時代に、つぶれないという保証がある会社など、私は存在しないというふうに思います。請け負った、例えば学校給食の調理業務を請け負った会社が、倒産して学校給食が中断したというようなことは私は許されないことだというふうに思うんですね。よく建設会社が倒産して工事がストップしたというようなこともよくあるんですけども、学校給食については中断は許されないというふうに私は思います。

そういうことからしても、私はこの学校給食については、地方自治体が直接責任を持って全ての学校給食を行っていくべきだと、そういう面から見てもね、そういうふうに私思うんです。その点、いかがなのかどうか。その点、お答え願います。

もう最後ですから、市長にお聞きをします。いろいろ答弁をしてもらったんですけど

も、私はその答弁の中でもいろいろと問題点はあるというふうに思います

例えば、学校給食は、学校給食の調理を民間に委託するという事は、どういう面から見ても、ほかのものを委託するというようなことから見ても、学校給食の委託というのは契約上私はなじまないというふうに思うんですね。それはなぜかという、先ほどからも述べているように、学校給食衛生管理の基準とか、また学校栄養職員の職務内容についてというのがありますね、通知が出てます。そういう通知も出てるわけなんですけど、そこには調理員は自治体の職員である栄養士の指示に従って業務を進めなければならないというように、この基準の中でも、また栄養職員の職務内容でも、こういうことがはっきりと書かれているわけなんです。その栄養士の指示に従って業務を進めなければならない。

そしてまた、学校給食施設において衛生上の問題が生じれば、検査の立ち会いを求められるのも自治体の職員とか、また学校関係者であります。保健所からの指示とか指導も、自治体職員に対してされることになっております。これは間違いないですね。

安全な学校給食を確保するために授けられたこのような制約があるからこそ、学校給食調理業務は適正な請負とするための要件を満たすことが最も難しい業務だというふうに私は思います。こういういろいろと制約があるわけなんです。安全性を確保していく問題とか、衛生面を確保していく問題でね、制約があるということです。そういう面からしても、この民間委託は難しい業務の一つであるというふうに思います。

それから、学校給食にかかわる費用は、コストではなくて、未来ある子どもたちへの投資であるというふうに私は思います。教育としての学校給食であるという視点から考えることが、一番大切だというふうに思うんです。

また、本市は、先ほども言ったように、他の自治体に先駆けて、食育のまち宣言をして、まちづくりを進めようとしております。そういうときに、調理業務の民間委託はなじまないというふうに思います。一方で、食育のまちを進めると、そしてそれに基づいてまちづくりをしていく。片一方では、食育の中心である、また基本である学校給食を民間委託するということはないのではないかなというふうに思います。

以上のようなことからしても、私は学校給食の調理業務については、公設公営で実施していくべきであるというふうに思うんですけれども、この点について、市長のほうから答弁をお願いします。最初の二つは答えてくださいよ。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 答申の18ページの貴志川中学校の給食委託の件で、「市の管理が行き届きにくい」という文言の御質問だったと思うんですが、これにつきましては、民間の会社に調理業務を委託しているということで、施設は民の方の、その方の施設を利用しているということです。

当初のプロポーザルのときから採択して、その業者に頼んでおるわけなんですけど、既存の施設ですんで、老朽化したり施設改善をなかなか、お願いしておるんですけれども、費用のかさむ部分もありますから、なかなか前へ進みにくい部分もありまして、そういう

「市の管理が行き届きにくい」という文言になったものだと思っております。

また、責任の問題ですが、先ほども答弁させてもらったように、請負業者につきましては、第一義的には責任があるものと思っております。しかし、もしあってはならないことですが、事故等が起これば、市は知らないということにはなりませんので、総括的には市にも責任があることになってくると考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員のセンター方式による給食の問題であります。今日までいろいろこの給食について議論がされてまいりました。私は、このセンター方式という決定をいただき、もう弁当方式はなくなったと、あとは今岡田議員の言われる紀の川市でやっていくか、民間委託するかという問題に、今給食問題を検討していただく検討委員会をあらゆる立場の皆さん方を選出して、今検討いただいております。まだ市でやるのか、民間委託するのか、方向は出てきておりませんが、他市他町でも民間委託をし、やられてる、隣の岩出市もそうありますが、どっちに決定をされようとも、私は地産地消、また子どもの衛生管理等々、責任を持って、民間なら民間で頑張っていた業者を選ぶなり、また市でという方向になれば、きっちりとその市で責任を持ってやらないかんし、また民間に委託した中で予期せぬ事故等々が発生したときには、民間の責任だという、まずは民間の責任であります。最終的には市の責任であるということは、避けて通れないことだと、そう思っております。

今後とも、方向を出していただく中で、皆さん方にも相談をさせていただきながら決定した方向で協力をお願いしたいと、そのように思っていると同時に、月に1回ぐらいは、お母さん弁当を持参していただく、そういう方向で考えてもらいたいと、教育委員会にそれを提言したいと、そう思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、岡田 勉君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

本日は、これにて延会し、明日4日、午前9時30分から再開したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さんでした。

（延会 午後 2時04分）